

伊万里市災害廃棄物処理計画

令和5年3月

目次

1 編 総則	1
1 章 背景及び目的	1
2 章 本計画の位置づけ	1
3 章 基本的事項	3
(1) 対象とする災害および災害廃棄物.....	3
(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体.....	5
(3) 地域特性と災害廃棄物処理.....	6
(4) 新型インフルエンザなど、感染症等の対策が必要な期間の災害廃棄物処理.....	7
2 編 災害廃棄物対策	8
1 章 組織体制・指揮命令系統	8
(1) 市災害対策本部.....	8
(2) 災害廃棄物対策の担当組織.....	9
2 章 情報収集・連絡	12
(1) 市災害対策本部との連絡及び収集する情報.....	12
(2) 県との連絡及び報告する情報.....	13
(3) 国、近隣他都道府県等との連絡.....	14
3 章 協力・支援体制	17
(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援.....	17
(2) 民間事業者団体等との連携.....	17
(3) ボランティア活動について.....	18
4 章 住民等への啓発・広報	19
5 章 一般廃棄物処理施設の現況	21
6 章 災害廃棄物処理対策	22
(1) 災害廃棄物発生量.....	22
(2) 処理可能量.....	25
(3) 処理フローに係る項目.....	28
(4) 収集運搬.....	31
(5) 仮置場.....	32
(6) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策.....	37
7 章 風水害における処理対応	39
8 章 災害廃棄物処理実行計画の作成	40

1編 総則

1章 背景及び目的

近年、東日本大震災や熊本地震を始めとする未曾有の大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災した地方自治体でその処理に苦慮している現状にある。伊万里市（以下「本市」とする。）には、国の地震調査研究推進本部により、特に地震が発生する可能性が高いと考えられる「主要活断層帯」はないが、本市に被害をもたらす可能性のある活断層が存在する。また、地震だけでなく、気候変動に伴う降水量の増加により、河川氾濫等の風水害に対するリスクも高まっており、いつ大量の災害廃棄物が発生してもおかしくない状況である。

環境省では、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」（以下「対策指針」とする。）を策定し、平成30年3月には改定版を公表した。

佐賀県においては、平成29年3月に対策指針を踏まえ、災害時における廃棄物の処理に関する対応の基本的事項を定めた「佐賀県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」とする。）を策定した。

このような背景を踏まえ、本市において平成21年3月に策定した伊万里市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」とする）を、最新の対策指針等に基づき本市地域防災計画等の関連計画と整合を図りながら、大規模災害による被災時の課題を整理し、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するため改定するものである。

2章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成30年改定）に基づき策定するものであり、伊万里市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、具体的な業務内容を示した。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

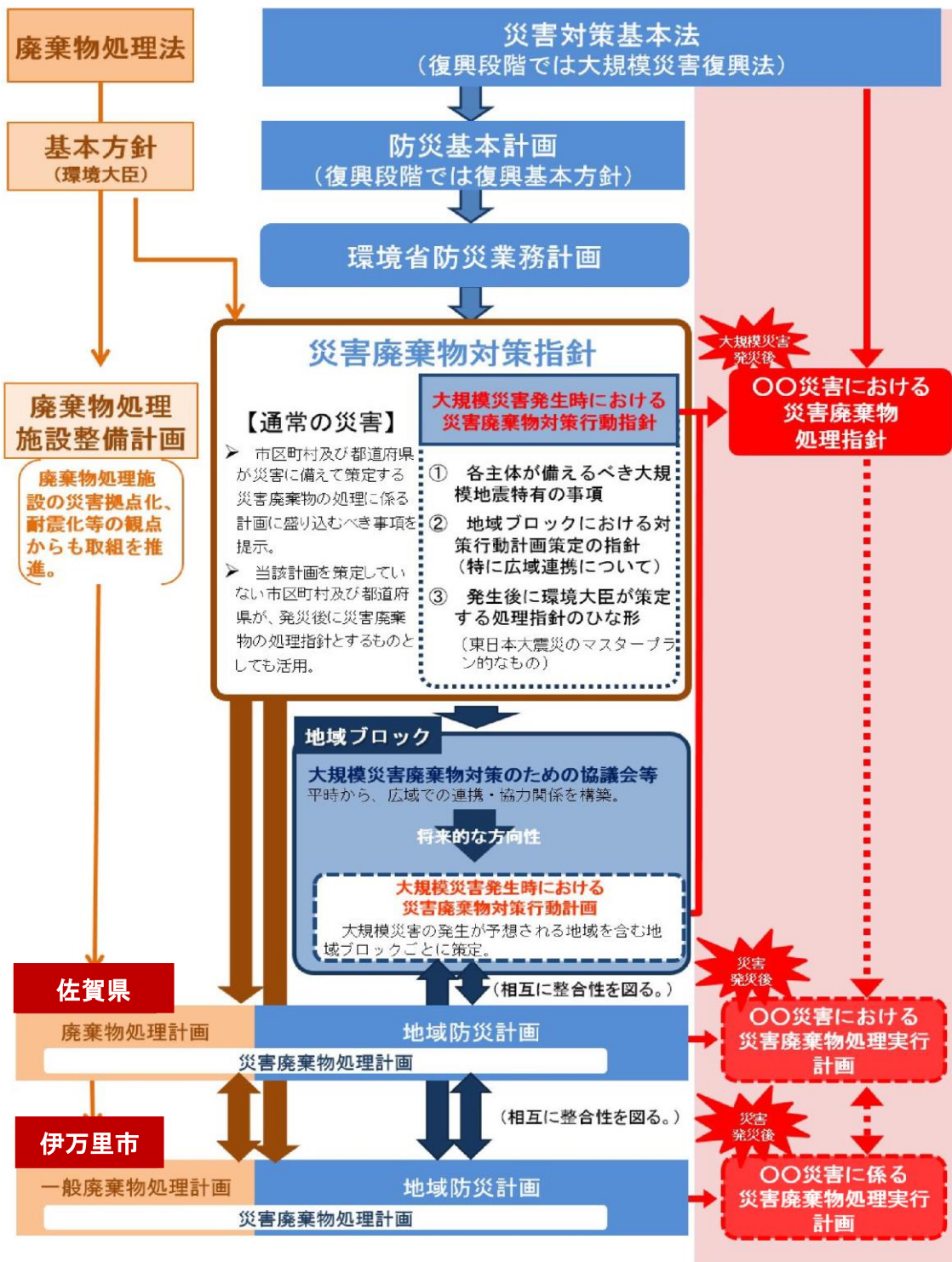


図 1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）

3章 基本的事項

(1) 対象とする災害および災害廃棄物

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とする。本市では、地震災害で表1の被害を想定している。また、風水害については、地域防災計画において被害想定がなかったため、過去の風水害における被害実績において、全半壊含む被害の発生率が20%を超えた事例があったことから、表2で示すとおり本市の全世帯数の20%が被害を受けると想定した。

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、本市が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、表3のとおりとする。なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常的生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

表1 想定する地震災害

項目	内容
想定地震	楠久断層を震源とする地震
予想規模	マグニチュード6.9(伊万里市想定震度6強)
全壊・焼失棟数	約670棟
半壊棟数	約3,900棟
避難人口	約6,000人

出典：伊万里市地域防災計画より

表2 想定する風水害

項目	内容
想定水害	風水害(全世帯の20%が被災すると想定)
床上浸水	本市の全世帯数 23,619世帯(※1)×20%(※2)

※1：令和4年伊万里市住民基本台帳（令和4年10月1日現在）

※2：本推計では、世帯＝棟として試算する

表3 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 [※] 等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P1-9～1-10 を編集

(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体

1) 対策方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表4に示す。

表4 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

2) 処理期間

地震災害については、発生から概ね3年以内、水害については発生から1年以内での処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

3) 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14(事務の委託)の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができる。とされ、本市が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行うこととする。

(4) 新型インフルエンザなど、感染症等の対策が必要な期間の災害廃棄物処理

新型インフルエンザなど、感染症等の対策が必要な期間においても災害廃棄物の処理（災害廃棄物、避難所ごみ、仮設トイレのし尿等）については事業の継続が求められる。

新型インフルエンザ等の影響下における廃棄物処理については、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月・国）や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月・国）などにより感染拡大防止対策が示されている。

本市においても、新型インフルエンザ、感染症等の対策が必要な期間の災害時のごみ処理を安定的に継続するために、これらのガイドラインや次の点に留意し感染拡大防止及び感染予防策を実施する。

- ① 避難所に避難している住民、避難所の運営者などに対する感染症対策のためのごみの捨て方に関する周知
- ② 仮置場や処理施設における作業員の感染予防策
- ③ 広域処理や委託処理時の感染拡大防止策
- ④ マスクや化学防護服などの个人防护具や消毒液の確保

2編 災害廃棄物対策

1章 組織体制・指揮命令系統

(1) 市災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画に基づき図3のとおりとする。

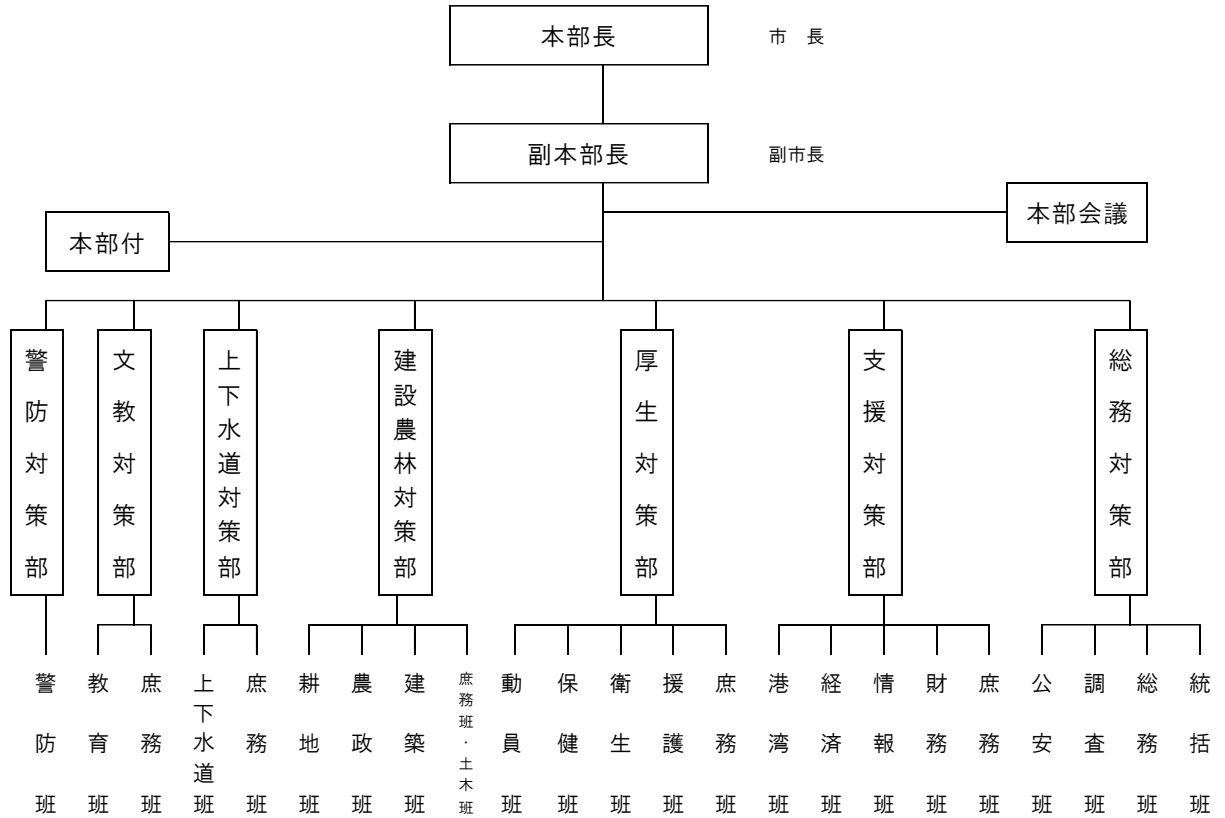


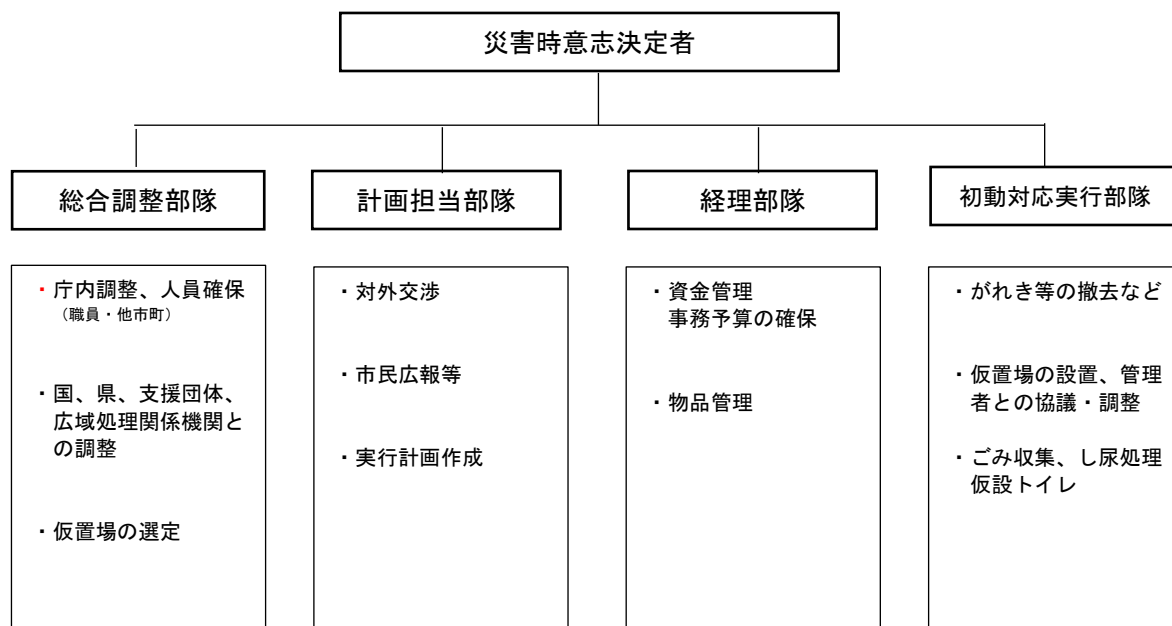
図3 伊万里市災害対策本部組織の構成

出典：伊万里市地域防災計画

(2) 災害廃棄物対策の担当組織

災害廃棄物処理を担当する組織については、図4の機能組織を目安として、発災後の被害状況に応じて人員を確保する。

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表5及び表6のとおりである。各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から7日程度まで、応急対応は、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から1年程度を目安とする。



発災後には、組織体制図で示す業務の実施が必要となるため、発災前に組織体制を検討しておく、発災直後、迅速に対応できるよう準備をしておく。

発災後には、災害の規模、被害状況、職員の被災状況などを勘案し、応援要請を含めた組織体制の見直しを行う。

必要とされる重点業務は、時間の経過とともに変化するため、処理の進捗等に応じた組織体制の見直しも必要である。

災害対応期の業務：人命救助を最優先とした災害廃棄物の撤去や避難所等におけるし尿の処理が中心

復旧・復興期の業務：災害廃棄物の処理が中心

図4 災害廃棄物処理組織体制（案）

※初動行動のタイムラインを末尾の資料編に示す。

表5 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		収集方法の確立・周知・広報
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
	仮設トイレ等の し尿	仮設トイレ(簡易トイレを含む)消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの必要数の把握
		仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定
		仮設トイレの設置
応急対応 (前半)	生活ごみ 避難所ごみ等	し尿の受入施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始: 処理、保管先の確保)
		仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
		ごみ焼却施設等の稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入
		ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保
		収集状況の確認・支援要請
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
	仮設トイレ等の し尿	収集運搬・処理体制の確保
処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定		
応急対応 (後半)	生活ごみ 避難所ごみ等	収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
		感染性廃棄物への対策
復旧・復興	仮設トイレ等の し尿	収集状況の確認・支援要請
		仮設トイレの使用状況、維持管理方法等の利用者への指導(衛生的な使用状況の確保)
応急対応 (後半)	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施
復旧・復興	仮設トイレ等の し尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-15を一部修正

表6 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項 目		内 容
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		住民、ボランティアへの情報提供(分別方法、仮置場の場所等)
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去(関係部局との連携)
仮置場	仮置場の候補地の選定、受入に関する合意形成	

項 目		内 容
初動期	仮置場	仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策
		仮置場必要面積の算定
		仮置場の過不足の確認、集約
	環境対策	仮置場環境モニタリングの実施(特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当と連携)
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設(一般廃棄物・産業廃棄物)を活用した破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分
		処理可能量の推計
		腐敗性廃棄物の優先的処理
	進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価
各種相談窓口の設置	損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)等、各種相談窓口の設置(立ち上げは初動期が望ましい)	
住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報	
応急対応(前半)	発生量	災害廃棄物の発生量の推計(必要に応じて見直し)
	実行計画	実行計画の策定・見直し
	処理方針	処理方針の策定
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討・見直し
	撤去 環境対策	倒壊の危険のある建物の優先撤去(設計、積算、現場管理等を含む)(関係部局との連携)
		悪臭及び害虫防止対策
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収
	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の必要性の検討
		仮設処理施設の必要性の検討
収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
(後半) 応急対応	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	広域処理の実施
		仮設処理施設の設置・管理・運営
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理
	各種相談窓口の設置	相談受付、相談情報の管理
復旧・復興	撤去	撤去(必要に応じて解体)が必要とされる損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)(設計、積算、現場管理等を含む)
	仮置場	仮置場の集約
		仮置場の復旧・返却
	破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	仮設処理施設の解体・撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-14を一部修正

2章 情報収集・連絡

(1) 市災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を表7に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

表7 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の建物の全壊及び半壊棟数 ・市内の建物の焼失棟数 	<ul style="list-style-type: none"> ・要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁・港湾の被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と開通、復旧見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルート把握

(2) 県との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報を表8に示す。

市は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに市内等の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報が得難い場合は、県への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、県との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

表8 被災市町村から報告する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物※1・有害廃棄物※2の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

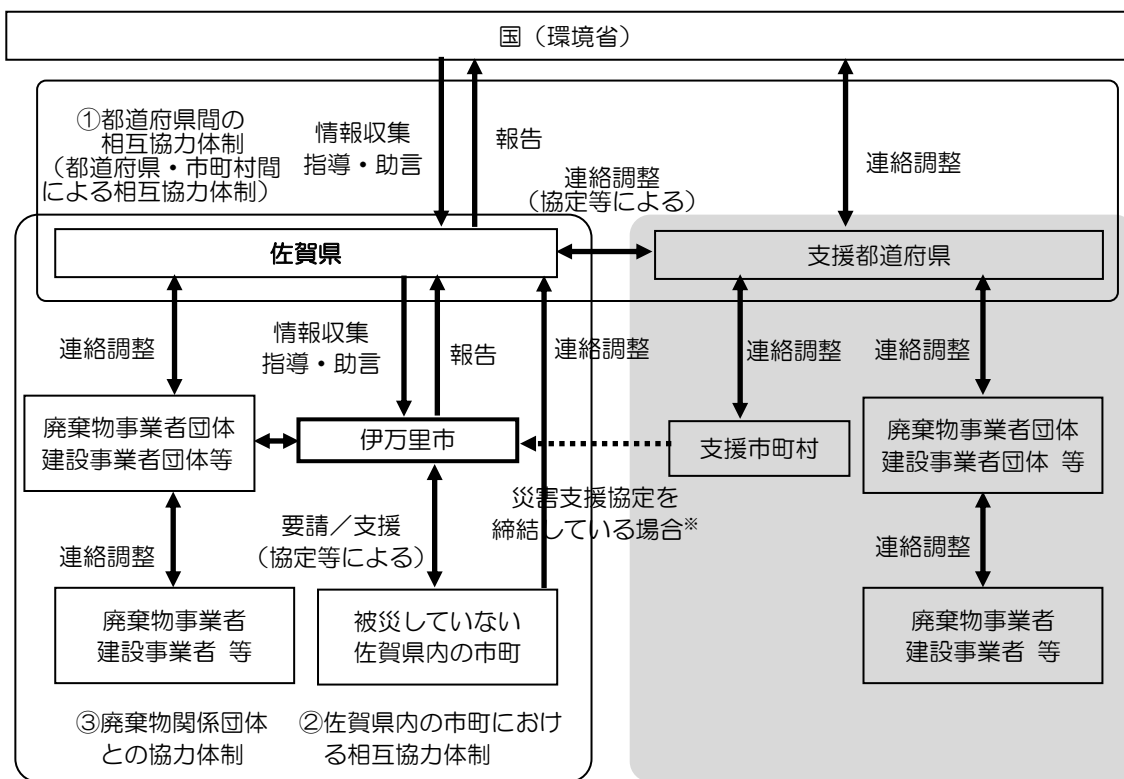
※1：腐敗性廃棄物は、生ごみや食品系の廃棄物などを想定している

※2：有害廃棄物は、アスベスト含有材、PCB、化学薬品類などを想定している

(3) 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を図5に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省、九州地方環境事務所）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）p.2-4を一部加筆・修正

【連絡先一覧】

ア) 県及び関係する県内市町村

県/市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
佐賀県	県民環境部 循環型社会推進課	840-8570	佐賀市城内1丁目1-59	0952-25-7078	0952-25-7109

イ) 関係する廃棄物処理施設（市町村および一部事務組合設置）

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
さが西部クリーンセンター	佐賀県西部広域環境組合	伊万里市松浦町山形 5092番地4	0955-26-2353

2) 最終処分場

施設名	状況	事業主体	住所	電話番号
クリーンパーク有田	埋立中	有田町	西松浦郡有田町戸杓乙 3381番地1	0955-46-2734

3) し尿処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
伊万里・有田地区衛生センター	伊万里・有田地区衛生組合	伊万里市二里町八谷搦 627番地3	0955-23-7170

ウ) 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	住所	電話番号	FAX番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業担当 参事官付 災害廃棄物対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	03-3593-8359
同上	廃棄物適正処理推 進課	同上	03-3581-3351	03-3593-8263
同上	廃棄物適正処理推 進課 施設第2係 ※施設被害報告	同上	03-5521-8337	03-3593-8263
九州地方 環境事務所	資源循環課	熊本県熊本市西区春日2丁 目10番1号 熊本地方合同 庁舎B棟4階	096-322-2410	096-322-2466

エ) ボランティア関連

伊万里市社会福祉協議会	伊万里市松島町391番地1（市民センター1F）	0955-22-3931
-------------	-------------------------	--------------

オ) 廃棄物処理関係の委託業者

業者名	業務名	住所	電話番号
(有) 水興社	可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・粗大ごみ 収集運搬委託	伊万里市山代町楠久542番地2	0955-28-0282
(有) 河原産業	可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・粗大ごみ 収集運搬委託	伊万里市二里町八谷搦850番地	0955-23-6151

カ) 市内一般廃棄物処理業の収集運搬許可業者

業者名	住所	電話番号
(公社) 伊万里市シルバー人材センター	伊万里市立花町1542番地57	0955-23-3471
(有) 伊万里資源	伊万里市東山代町東大久保1815番地1	0955-28-0132
(有) 富士商会	伊万里市南波多町笠椎1346番地	0955-24-2155
(有) アバクリーン	伊万里市大川内町丙1805番地	0955-22-5922
(株) エコ・アップ	伊万里市脇田町2570番地1	0955-22-1426
(有) 佐賀資源開発	伊万里市松島町363番地1	0955-22-7510
(有) 壹良産業	佐世保市江上町4699番地	0956-58-5868
(株) 環境資源開発	武雄市武雄町大字武雄4190番地1	090-7539-0925
(株) 昭栄	伊万里市山代町楠久津177番地19	0955-28-1151
七ツ島産業(株)	伊万里市黒川町塩屋5番地29	0955-27-0748
(有) 野口	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷892番地45	095-887-5288
(株) カンセイ	伊万里市松島町88番地1	0955-22-6138
(株) あくあぐりーん	伊万里市立花町3269番地2	0955-22-4738

キ) 佐賀県及び市と協定を締結している民間事業者

(一社) 佐賀県産業資源循環協会	佐賀市高木瀬西5丁目14番1号	0952-37-7522
佐賀県環境整備事業協同組合	神崎市千代田町下西244番地	0952-34-6261
佐賀県環境システム事業協同組合	神崎市神崎町城原2665番地1	0952-52-3706
(一社) 佐賀県建設業協会	佐賀市城内2丁目2番37号	0952-23-3117
佐賀県石油商業組合	佐賀市川原町8番地27	0952-22-7337
(株) ソクト	佐賀市西与賀町大字厘外1338番地2	0952-26-0117
佐賀県解体・リサイクル協議会	神崎市千代田町姉1731番地1	0952-34-6636

3章 協力・支援体制

(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

他市町村等、都道府県による協力・支援については、予め締結している災害協定等を表9に示す。市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての確に要請できるようにする。

協力・支援体制の構築にあたってはD. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、職員が不足する場合は、県に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、県職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

表9 災害時応援協定

締結元	協定名称	締結先	締結日	協定の概要
県	九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県	H29. 11. 15	支援可能な県が被災県に対して支援する
市	伊万里市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	H23. 6. 30	伊万里市における大規模な災害時の応援
市	佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県、県内19市町	H24. 3. 30	佐賀県・市町災害時の相互応援
市	伊万里市と武雄市との災害時相互応援に関する協定	武雄市	H24. 10. 28	伊万里市と武雄市との災害時相互応援
市	伊万里市・菊池市・嘉島町災害時相互応援協定書	菊池市、嘉島町	H29. 7. 24	災害時における相互応援協定

(2) 民間事業者団体等との連携

本市では「一般社団法人佐賀県産業資源循環協会」との間に「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結しており、必要に応じて災害廃棄物処理の協力を要請する。

また、表10に示す他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、発災時には県と連携し、速やかに協力体制を構築する。

表10 民間事業者との災害時応援協定

締結元	協定名称	締結先	締結日	協定の概要
県	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会	H20. 9. 9	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・最終処分などを協力する
県	災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定	佐賀県環境整備事業協同組合、佐賀県環境システム事業協同組合	H28. 9. 1	避難所等から発生する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥、生活系ごみ）の収集運搬
県	災害時における応急対策に関する協定	一般社団法人佐賀県建設業協会	H18. 9. 1	障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保
県	災害時における被災者支援及び石油類燃料の供給等に関する協定	佐賀県石油商業組合	H26. 9. 16	災害時被災者支援及び燃料等の供給を行う

県	災害時における応急対策用資機材の調達・設置に関する協定	株式会社ソクト	H25. 7. 1	仮設トイレの調達等を行う
県	災害発生時における建設物等の解体撤去等に関する協定	佐賀県解体リサイクル協議会	H28. 9. 1	建築物等の解体、撤去などを協力する
市	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定※	一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会	H26. 11. 28	市内において災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分の協力を要請できる

※市と民間事業者との協定については災害廃棄物の処理に限定した協定のみ記載している。

その他の事業者との協定については末尾の資料に掲載している。

(3) ボランティア活動について

災害の規模や被害状況等に応じて、市社会福祉協議会においてボランティアセンターが設置された場合は、市社会福祉協議会へ災害に関する情報提供を行う。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表 1 1 に示す事項が挙げられる。

表 1 1 災害ボランティア活動の留意点

留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理を円滑に行うため、ボランティアには災害廃棄物処理の担当者が活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を説明しておくことが望ましい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であれば災害ボランティアセンターで準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉じん等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんに留意する。予防接種の他、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けてもらう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）【技12】を参考に作成

4章 住民等への啓発・広報

表12に住民へ広報する情報の例を示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ゴミの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、防災無線、広報宣伝車、ホームページやSNS等があり、被災状況や情報内容に応じ活用する。東日本大震災など過去の経験から、仮置場の設置場所や開設日等について情報伝達するために、ケーブルテレビ等のマスコミを活用する。

【住民の心構え・役割】

- ・災害時において的確に対応できるよう日頃からごみの分別を徹底することで意識を高める。
- ・災害が発生した場合、災害廃棄物の分別方法や処理に関しては、市から告知する必要な情報に基づき、適正な分別及び処理を行う。

表12 広報する情報（例）

項目	内容	周知方法
仮置場 排出・分別方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の場所、期間について ・排出及び分別方法について ・さが西部クリーンセンターへの持ち込みについて ・回収方法について ・危険物・有害物質の取扱いについて ・廃自動車の取扱いについて ・不法投棄、便乗ごみの禁止について ・仮設トイレについて ・し尿収集について ・問合せ先について 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線 ・広報宣伝車 ・ホームページ ・庁舎、避難所の掲示板 ・地域回覧板 ・報道(マスメディア)

●住民向け広報チラシ(案)

年 月 日

被災された方へのお願い

災害により発生した ごみの出し方・ 仮置場での分別について

〇〇災害により発生した家庭で出るごみ等は、市が設置する仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみの種類

ご家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物 (衣類・木くず・紙・プラスチックなど)
- ② 不燃物 (ガラス・陶磁器くずなど)
- ③ 瓦
- ④ 金属くず (鉄筋・アルミ材など)
- ⑤ 畳
- ⑥ 粗大ごみ (家具類・布団類)
- ⑦ コンクリートがら
- ⑧ 石膏ボード・スレート板
- ⑨ 家電類 (エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)

【持ち込みできないごみ】

- ▼生ごみは、通常のごみ収集日にごみ集積所(各地区)に出してください。
- ▼事業所から出たごみ
- ▼産業廃棄物

【注意事項】

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・透明・半透明な袋に入れてください。市指定のごみ袋以外で構いません。
- ・危険物(消火器・ガスボンベ・灯油・農薬等)、タイヤ、バッテリーなどは、しっかりと分別し、持ち込んでください。受付の係員にお伝えください。
- ・ガラス片や釘、包丁などは新聞紙に包んでケガをしないように注意してください。

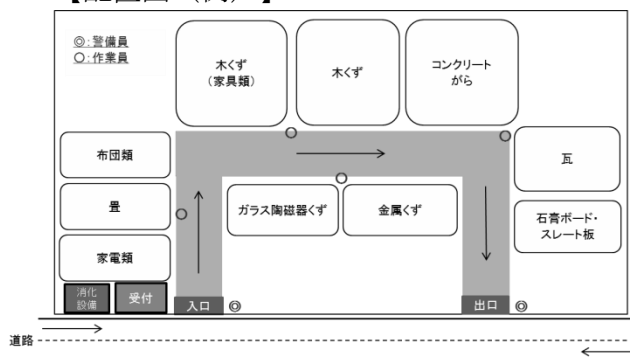
■仮置場では誘導員の指示に従って決められた場所に置いてください。

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇

開設期間：〇月〇日まで

開設時間：9時～16時まで

【配置図(例)】



高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンターへ相談してください。電話 0955-22-3931 (社会福祉協議会)

【問合せ先】伊万里市 環境政策課 リサイクル推進係 電話0955-23-2145

5章 一般廃棄物処理施設の現況

本市の一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の処理能力等の概要を表13、表14に示し、施設の位置図を図6に示す。

表13 一般廃棄物焼却施設の稼働状況

施設名	処理能力※ (t/日)	炉数	使用開始 年度
さが西部クリーンセンター	205	2	平成27年度

※1炉あたり102.5tの処理能力

表14 一般廃棄物最終処分場の残余年数等

施設名	残余容量(m ³)	埋立開始 年度	埋立終了 年度
クリーンパーク有田	13,304m ³	平成18年度	令和12年度

※残余容量は環境省一般廃棄物処理実態調査より（令和元年度の数値）



図6 一般廃棄物処理施設の位置図

6章 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物処理計画を策定するための災害廃棄物発生量の算定を行った。地震災害については、佐賀県地震等災害被害予測調査結果に基づき、建物被害棟数から災害廃棄物発生量、堆積物量等を算出した。風水害については、地域防災計画において被害想定がなかったため、過去の風水害における被害実績において、全半壊含む被害の発生率が20%を超えた事例があったことから、本市の全世帯数の20%が被害を受けると想定した。また、これらのデータをもとに組成別の災害廃棄物量を算定した。

発災後は災害廃棄物処理実行計画策定時に災害廃棄物の発生量を推計することとなる。処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計の見直しを行う。

◆災害廃棄物発生量の推計方法の例

$$\bullet \text{ 災害廃棄物発生量 [t]} = \text{全壊による災害廃棄物発生量 [t]} + \text{半壊による災害廃棄物発生量 [t]} + \text{焼失(木造)による災害廃棄物発生量 [t]}$$

$$\bullet \text{ 全壊による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{全壊棟数 [棟]} \times 117 \text{ [t/棟]}$$

$$\bullet \text{ 半壊による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{半壊棟数 [棟]} \times 23 \text{ [t/棟]}$$

$$\bullet \text{ 焼失(木造)による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{焼失(木造)棟数 [棟]} \times 78 \text{ [t/棟]}$$

(佐賀県地震等災害被害予測調査では火災による消失棟数の木造・非木造割合が示されていないため、火災消失棟数を全て「木造家屋」として算出した)

$$\bullet \text{ 床上浸水による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{床上浸水世帯数 [世帯]} \times 4.6 \text{ [t/世帯]}$$

$$\bullet \text{ 床下浸水による災害廃棄物発生量 [t]} = \text{床下浸水世帯数 [世帯]} \times 0.62 \text{ [t/世帯]}$$

出典：災害廃棄物対策指針

◆津波堆積物の発生量推計の例

$$\bullet \text{ 津波堆積物発生量 [t]} = \text{津波浸水面積 [km}^2\text{]} \times 10^6 \times 0.024 \text{ [t/m}^2\text{]}$$

出典：災害廃棄物対策指針

表 1 5 楠久断層を震源とする地震での災害廃棄物発生量

被災状況	被災棟数	発生原単位(t/棟)	災害廃棄物発生量(t)
全壊・焼失	670棟	117	78,390
半壊	3,900棟	23	89,700
合計	4,570棟	-	168,090

※被災棟数については伊万里市地域防災計画の推計値を使用。全壊・焼失それぞれの棟数が分からないため、発生量はすべて全壊として算出した。

表 1 6 災害廃棄物発生量（津波堆積物）

想定浸水面積 (km ²)	発生原単位 (t/m ²)	津波堆積物発生量 (t)
-	0.024	-

※津波堆積物の想定なし

九州ブロック各県の災害廃棄物発生量試算結果より（平成27年度環境省調査）

表 1 7 想定風水害における災害廃棄物発生量推計

項目	数 値
伊万里市 総世帯数※	23,619世帯
被災世帯数(総世帯数の20%に設定)①	4,724世帯
床上浸水における廃棄物発生量②	4.6t/棟
災害廃棄物発生量(①×②)	21,730t

※令和4年伊万里市住民基本台帳（令和4年10月1日現在）より

ここでは、世帯=棟として推計

表 1 8 災害廃棄物の種類別割合

種 別	東日本大震災(岩手県、宮城県) における災害廃棄物の組成 (地震災害に適用)	平成27年関東・東北豪雨 における災害廃棄物の組成 (風水害に適用)
可燃物	16%	4.4%
不燃物	34%	71.0%
コンクリートがら	43%	9.9%
金属	3%	0.6%
柱角材	4%	2.1%
土砂(土砂混じり廃棄物)	0%	12.0%

災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部）技術資料【技14-2】をもとに作成
※種別「その他」については、不燃物とした。

表 19 災害廃棄物の種類別発生量

項 目	楠久断層を震源とする地震	組成割合 (%)	洪水ハザードマップでの想定風水害	組成割合 (%)
	発生量(t)		発生量(t)	
災害廃棄物(合計値)	168,090	-	21,730	-
可燃物	26,894	16%	956	4.4%
不燃物	57,150	34%	15,428	71.0%
コンクリートがら	72,279	43%	2,151	9.9%
金属	5,043	3%	131	0.6%
柱角材	6,724	4%	456	2.1%
土砂(土砂混じり廃棄物)	0	0%	2,608	12.0%
津波堆積物	-	-	-	-
災害廃棄物+津波堆積物 合計値	168,090		21,730	

※災害廃棄物対策指針をもとに試算

【その他】

●廃自動車等について

地震災害、津波や大規模水害においては、上記の表 19 で示す災害廃棄物には、廃自動車や廃自動二輪車、廃原付自転車も含まれる。

廃自動車等の処理・処分については、各リサイクル法に基づき、原則、所有者が行うことになる。

※平時において、所有者不明の場合の対応を検討しておく必要がある。

(被災自動車の処理に係る手引書・事例集：(公財)自動車リサイクル促進センター)

(2) 処理可能量

災害廃棄物に対する焼却施設及び最終処分場における処理可能量を、平時施設の処理実績をふまえて算出した。

ア) 焼却施設処理可能量

災害廃棄物の処理については割合（分担率）を「処理実績」の最大10%（表20 - 中位シナリオ）で設定して処理可能量を算定した。

また、これに併せて、焼却施設では施設の公称能力を最大限活用する手法による処理可能量も算出した。大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量についても算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼動期間は2.7年とした。

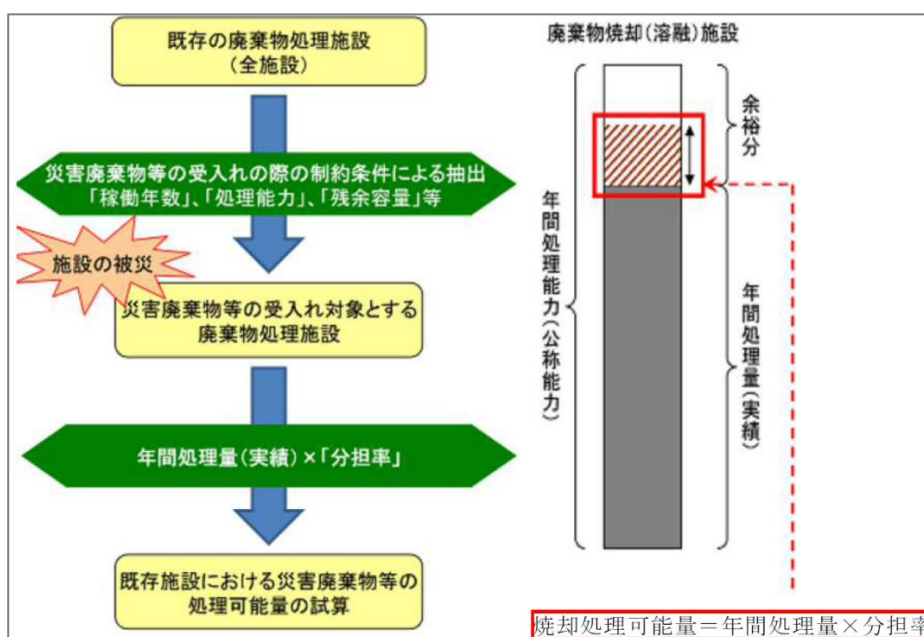


図7 処理可能量の試算フローと焼却処理可能量の考え方

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】を基に作成

表20 災害廃棄物対策指針のシナリオ設定（焼却施設）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入対象から除外している。

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】

表 2 1 一般廃棄物焼却施設の処理可能量（公称能力を最大限活用する方法）

処理可能量（t/年）	年間処理能力(t/年)－年間処理量(実績)(t/年度)
年間処理能力（t/年）	年間最大稼働日数(日/年)×処理能力(t/日)
年間最大稼働日数	各施設の稼働状況(老朽化、定期点検等)をもとに設定

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】

表 2 2 焼却施設の処理可能量

施設名	処理能力 (t/日)	処理実績 ^{※1} (t/年)	処理可能量(t/年)		処理可能量(t/2.7年)	
			中位 シナリオ	公称能力 最大 ^{※2}	中位 シナリオ	公称能力 最大 ^{※2}
さが西部クリーンセンター	205	57,598	5,760	8,412	15,552	22,712

※1 処理実績は環境省一般廃棄物処理実態調査より（平成29年度～令和元年度の平均）

※2 年間最大稼働日数を322日と設定（365日－年間日曜日52日＋年間第2日曜日12日－正月3日）

イ) 最終処分場埋立可能量

災害廃棄物の処理を最大限に行うこと（表 23-高位シナリオ）を前提とし、災害廃棄物の割合（分担率）を「年間処理量」の40%で設定して処理可能量を算定した。また、併せて残余容量から10年間の生活ごみ埋立て量を差し引く手法（公称能力を最大限活用する方法）による処理可能量も算出した。

大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量についても算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年とした。

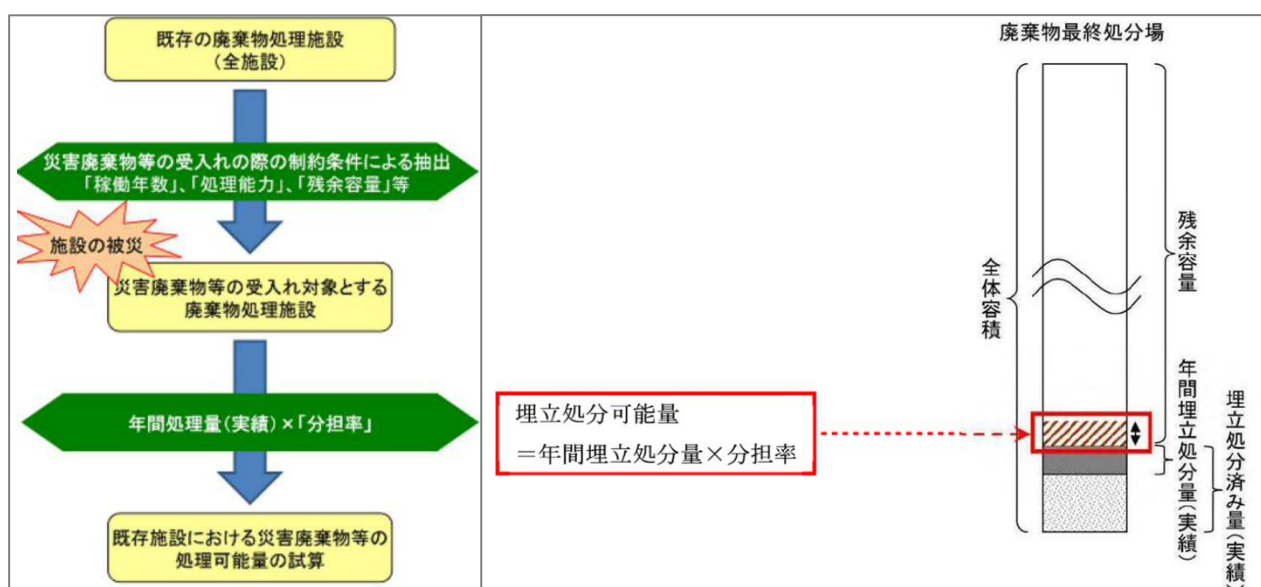


図 8 最終処分場の処理可能施設抽出の考え方

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】を基に作成

表 2 3 災害廃棄物対策指針のシナリオ設定（一般廃棄物最終処分場）

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間処理量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】

表 2 4 一般廃棄物最終処分場の処理可能量（公称能力を最大限活用する方法）

処理可能量(t)	$(\text{残余容量}(\text{m}^3) - \text{年間埋立処分量}(\text{実績})(\text{m}^3/\text{年度}) \times 10 \text{年}) \times 1.5(\text{t}/\text{m}^3)$
----------	--

出典：災害廃棄物対策指針【技14-4】

表 2 5 最終処分場（不燃物）の処理可能量

施設名	残余容量※1 (m ³)	処理実績※2 (m ³ /年)	処理可能量(t)		
			高位シナリオ		残余容量(t)- 10年分埋立量(t)
			(t/年)	(t/2.7年)	
クリーンパーク有田	13,304	1,253	752	2,030	1,161
合 計			752	2,030	1,161

※1 残余容量は環境省一般廃棄物処理実態調査より（令和元年度）

※2 処理実績は環境省一般廃棄物処理実態調査より（平成29年度～令和元年度の平均）

(3) 処理フローに係る項目

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

1) 処理フロー

○楠久断層を震源とする地震での災害廃棄物処理フロー

本市での処理では、想定される災害が発生した場合、焼却処理、最終処分ともに不足する可能性が考えられるため、大規模災害発生時には広域的な処理について検討する。

単位：t

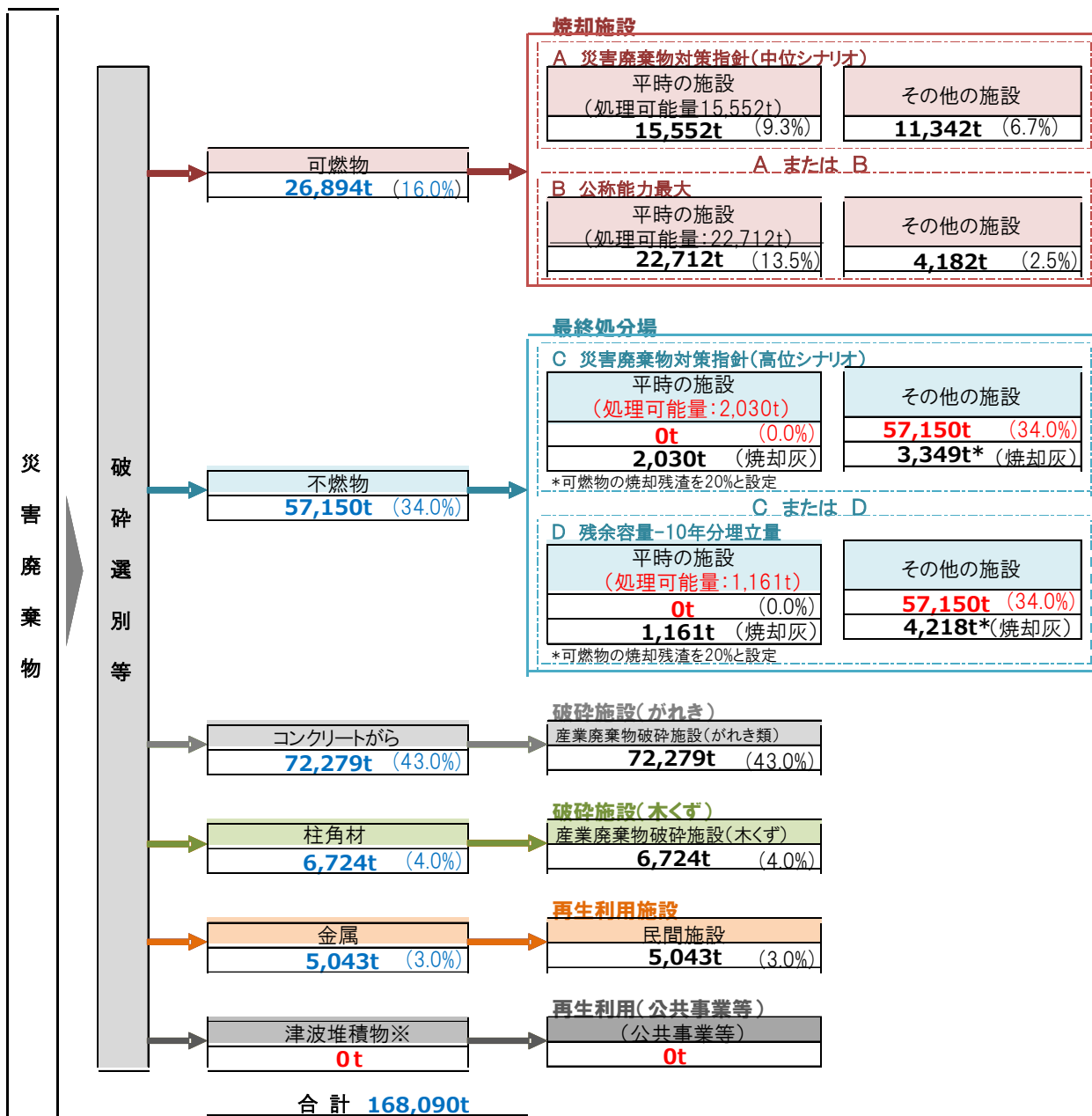


図9 楠久断層を震源とする地震における災害廃棄物処理フロー

○想定水害での災害廃棄物処理フロー

現在の処理フローでは不燃物について処理能力が不足する可能性が示唆されている。発災時に処理能力が不足した場合は広域的な処理を検討する。

単位：t

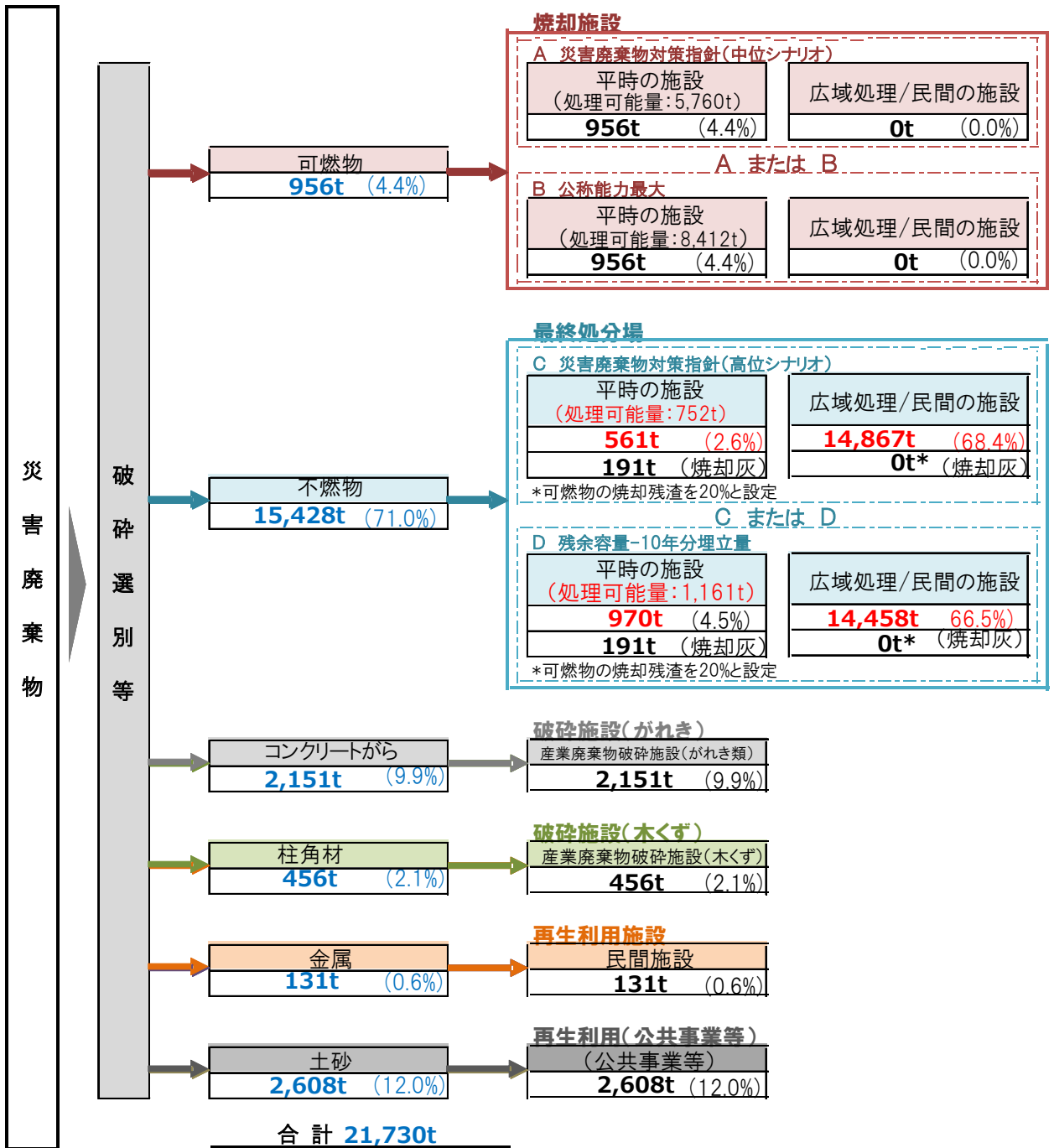


図 10 想定する水害発生における災害廃棄物処理フロー

2) 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県への事務委託（地方自治法第252条の14）を含めて広域処理を検討する。県への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ① 倒壊建物等の解体・撤去
- ② 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ③ 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- ④ 二次仮置場からの収集運搬
- ⑤ 処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

域外施設との連携(災害廃棄物の受入)

広域的な災害廃棄物の処理については、県が受入の調整を行う。下記施設は、「令和4年度佐賀県内における災害廃棄物受入可能処理施設について」（通知）から転記したもの。

※佐賀県循環型社会推進課 令和4年6月20日付通知から転記

【受入可能施設】

分 類	施設名（団体名）	住 所	連絡先	備 考
一部事務組合	さが西部クリーンセンター	伊万里市松浦町山形5092番地4	事業1係 0955-26-2353	処理場（可燃物） 処理能力205t/日
自治体	佐賀市清掃工場	佐賀市高木瀬大字長瀬2369	佐賀市 循環型社会推進課 0952-30-2430	処理場（可燃・不燃） 処理能力300t/日
自治体	唐津市清掃センター	唐津市岸山234 - 2	0955-64-3106	処理場（可燃物） 破砕したものに限り 処理能力150t/日
自治体	有田町リサイクルプラザ	有田町戸矢乙1575	有田町住民環境課 0955-46-2734	処理場（不燃物） 事前協議が必要 処理能力12t/日
一部事務組合	背振共同塵芥処理組合	神崎市脊振町鹿路3362 - 1	事務局 0952-51-9010	処理施設（可燃物） 粗大ごみは要破砕 処理能力111t/日
自治体	鳥栖・三養基西部溶融資源化センター	みやき町蓑原4372番地	事務局 0942-81-8153	処理場（可燃物） 処理能力132t/日
自治体	クリーンヒル天山	多久市北多久町大字小侍4644-29	事業係 0952-37-6588	処理場（可燃物） 処理能力57t/日
民間	(株) 大島産業	神崎市脊振町服巻2133-1	本社 0952-53-4400	処理場（可燃・不燃物） その都度協議 処理能力95t/日可燃物 処理能力39.84t/日不燃
民間	(株) 三協環境開発	武雄市北方町大字志久815-1	本社 0954-36-2115	処理場（可燃・不燃物） 処理能力22.3t/日
民間	クリーンパークさが	唐津市鎮西町菖蒲3700	業務課 0955-82-0991	処理場（可燃・不燃物） 処理能力84t/日

3) 処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、表26のスケジュールを目安とする。水害の事例においては1年以内での処理業務を完了することとし、表27のスケジュールを目安とする。

実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表26 大規模災害での処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

表27 水害での処理スケジュール

	1年間					
	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

(4) 収集運搬

1) 優先する廃棄物の種類

腐敗性廃棄物、有害廃棄物、危険物等を優先して収集運搬する。

2) 収集運搬方法

道路障害物、建物の解体がれき等は、収集に関して協定を締結している民間団体に収集運搬を委託する。各家庭から発生する片付けごみに関しては、住民等が自ら市の開設する一次仮置場まで運搬することを原則とする。

ただし、自ら仮置場まで運搬することができない家庭や意図せず片付けごみ等が集積されてしまった場合は、速やかに収集方法を検討し対応する。

3) 収集ルート

災害発生直後の収集運搬に際しては、ルートの確保が重要となる。地震による道路の陥没、土砂崩れ、河川の氾濫、建物等の損壊、がれきによる通行障害及び道路の浸水等を速やかに解消し、被災現場から仮置場及び災害廃棄物等の処分先までの運搬ルートを確認する必要があるため、市災害対策本部や道路管理部局と連携して道路啓開状況を確認し、早期の運搬ルート確保に努める。

また、地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止等の総合的な観点から収集運搬ルートを決する。その際に収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。

(5) 仮置場

1) 役割と必要性

仮置場は、災害廃棄物を分類、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理、処分を行うために速やかに設置する必要がある。

仮置場は、災害廃棄物処理のために本市が設置・管理する場所であり、住民が自宅近傍に自ら設置した集積所や通常的生活ごみを収集するための集積場所とは異なる。住民により自然発生的にできてしまった無人の集積場所の特徴を以下に示すが、できるだけこのような問題の多い集積場所を無くすためにも、発災時には、市が仮置場を設置し、速やかに市民に対し周知を行う。また、分別方法等についても平時から市民に周知する必要がある。

・住民により自然発生的にできてしまった無人の集積場所の特徴など

- 一次仮置場の設置場所が被災地域から遠い場合や、災害廃棄物の搬入・搬出車両による渋滞等により、住民が片付けごみを一次仮置場に持ち込むことが困難になると、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物を放置し、自然発生的に集積される例がよく見られる。
- 自然発生的にできてしまった無人の集積場所では、次のような問題がよく発生する。
 - ・災害廃棄物が分別されずに混合状態となる。
 - ・いつ、どこにできたかを災害廃棄物の収集担当部署が把握できない。
 - ・収集運搬車両が入れない場所に設置される場合がある。
 - ・生ごみ等の腐敗性廃棄物を含む生活ごみが混入し、悪臭、害虫が発生する。
- このような集積場所が多数できると、収集や解消に多大な労力を要するため、やむを得ず住民が一次仮置場以外の場所に災害廃棄物を集積する場合には、市担当課への連絡・協議を促すなど、市の方針について事前又は早期に周知することが重要である。また、このような集積場所が発生した場合には、一次仮置場へ集約し、速やかに閉鎖（解消）することが必要である。

災害廃棄物対策指針（平成30年3月） 【技18-1】を参考に作成

また、本市においては焼却施設と最終処分場が近隣自治体との共同利用であり、大規模災害時には関係自治体から発生する廃棄物の受入についても行うこととなるが、現在の施設処理能力には余力が少ない状況となっている。そのため、想定される災害が発生した場合、焼却施設処理能力及び最終処分場の処理能力が共に不足する可能性が考えられ、大規模災害発生時には広域的な処理が必要となり、災害廃棄物の分別・保管といった機能を持つ仮置場の設置が不可欠であり、その使用期間もおのずと長期間となることが想定される。

2) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、平常時に仮置場候補地を選定する必要がある。仮置場の種類は表30のとおりとする。

表30 仮置場の種類

一次仮置場	片付けごみ、被災した建物、津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間の分別・保管を基本とする。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等への施設に搬入するまでの間の保管や、受入のための中間処理（破碎・選別）を行う。必要に応じて仮設焼却炉を設置する場合もある。

※仮置場候補地の選定の際に考慮する点

《選定を避けるべき場所》

- ・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺は避ける。
- ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- ・土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。
- ・浸水想定区域等は避ける。

《候補地の絞り込み》

- ・重機等による分別・保管をするため、できる限り広い面積を確保する。
- ・公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地。
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地。
- ・アスファルト等舗装してある場所が望ましい。
- ・候補地に対する災害時の他の土地利用（自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等）のニーズの有無を確認する。（防災担当部署と協議しておく）
- ・効率的な搬入出ルート、必要な道路幅員が確保できる。
- ・長期間の使用が可能。
- ・道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮する。

◆仮置場必要面積の推計方法の例

$$\text{災害廃棄物仮置場面積}[\text{m}^2] = \text{①仮置場面積(可燃系混合物)}[\text{m}^2] + \text{②仮置場面積(不燃系混合物)}[\text{m}^2]$$

$$\text{①仮置場面積(可燃系混合物)}[\text{m}^2] = \frac{\text{集積量(可燃系混合物)}[\text{t}] \div \text{可燃物見かけ比重}[\text{t}/\text{m}^3]}{\div \text{積上げ高さ}[\text{m}] \times (1 + \text{作業スペース割合})}$$

$$\text{集積量(可燃系混合物)}[\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量(可燃系混合物)}[\text{t}] - \text{処理量(可燃系混合物)}[\text{t}]$$

$$\text{処理量(可燃系混合物)}[\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量(可燃系混合物)}[\text{t}] \div \text{処理期間}[\text{年}]$$

処理期間を1年とする場合は、処理量＝災害廃棄物発生量÷2とする。

$$\text{②仮置場面積(不燃系混合物)}^{*1}[\text{m}^2] = \frac{\text{集積量(不燃系混合物)}[\text{t}] \div \text{不燃物見かけ比重}[\text{t}/\text{m}^3]}{\div \text{積上げ高さ}[\text{m}] \times (1 + \text{作業スペース割合})}$$

$$\text{集積量(不燃系混合物)}[\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量(不燃系混合物)}[\text{t}] - \text{処理量(不燃系混合物)}[\text{t}]$$

$$\text{処理量(不燃系混合物)}[\text{t}] = \text{災害廃棄物発生量(不燃系混合物)}[\text{t}] \div \text{処理期間}[\text{年}]$$

処理期間を1年とする場合は、処理量＝災害廃棄物発生量÷2とする。

ここで、処理期間:3[年]または1[年]、可燃物見かけ比重:0.4[t/ m³]、不燃物見かけ比重:1.1[t/ m³]、積上げ高さ:大規模災害 5[m]水害 1.5[m]^{*2}、作業スペース割合:1とする

※1 不燃系混合物は土砂混じり廃棄物、津波堆積物を含む。

※2 水害では過去の事例から開設までの時間で重機等が準備できない場合があることから、人力で積上げた場合を想定し、積上高さを1.5mとする。

災害廃棄物対策指針（平成30年3月） 【技18-2】を参考に作成

【参考】仮置場必要面積

想定災害	仮置量（集積量） (t)	仮置場必要面積	
		(m ²)	(ha)
楠久断層による地震	112,060	55,011	5.5
想定風水害（積上高1.5m）	10,865	14,667	1.5

3) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。広報は、インターネット（市ホームページ）、チラシ、放送等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

4) 仮置場の設置、運営

平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要である。本市においては、次の事項に留意し仮置場の設置、運営を行う。

ア 事前に市が所有する施設やグラウンド・公園等を中心に候補地リストを整備しておく。それを基に発災時において市の災害対策本部内で調整のうえ仮置場を選定する。なお、災害の

規模や発生場所、地域の状況等によっては、候補地以外から仮置場を選定する場合もあり得る。

- イ 仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査、土壌のサンプリングをしておくことが望ましい。
- ウ 保管する予定の廃棄物の性状、地下地盤の状況（透水性の高い石灰岩質等の場合）に応じて、シート敷設等の土壌汚染、地下水汚染防止対策を検討する。
- エ 仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- オ 仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- カ 生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- キ 災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ク 分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ケ 火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- コ 状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。
- サ 仮置場の設置場所（住宅密集地付近、都市公園、国立・国定公園内等）に応じて、必要な環境モニタリング（臭気、騒音、振動、周辺河川水質、地下水、粉じん等）を実施する。

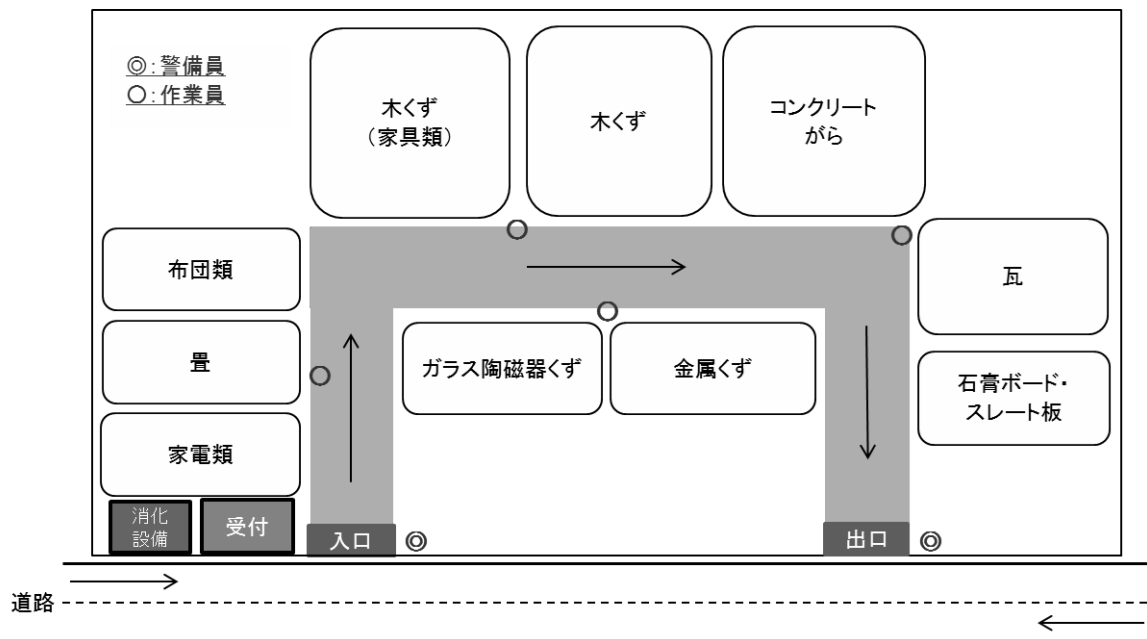


図10 仮置場の分別配置の例

※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。

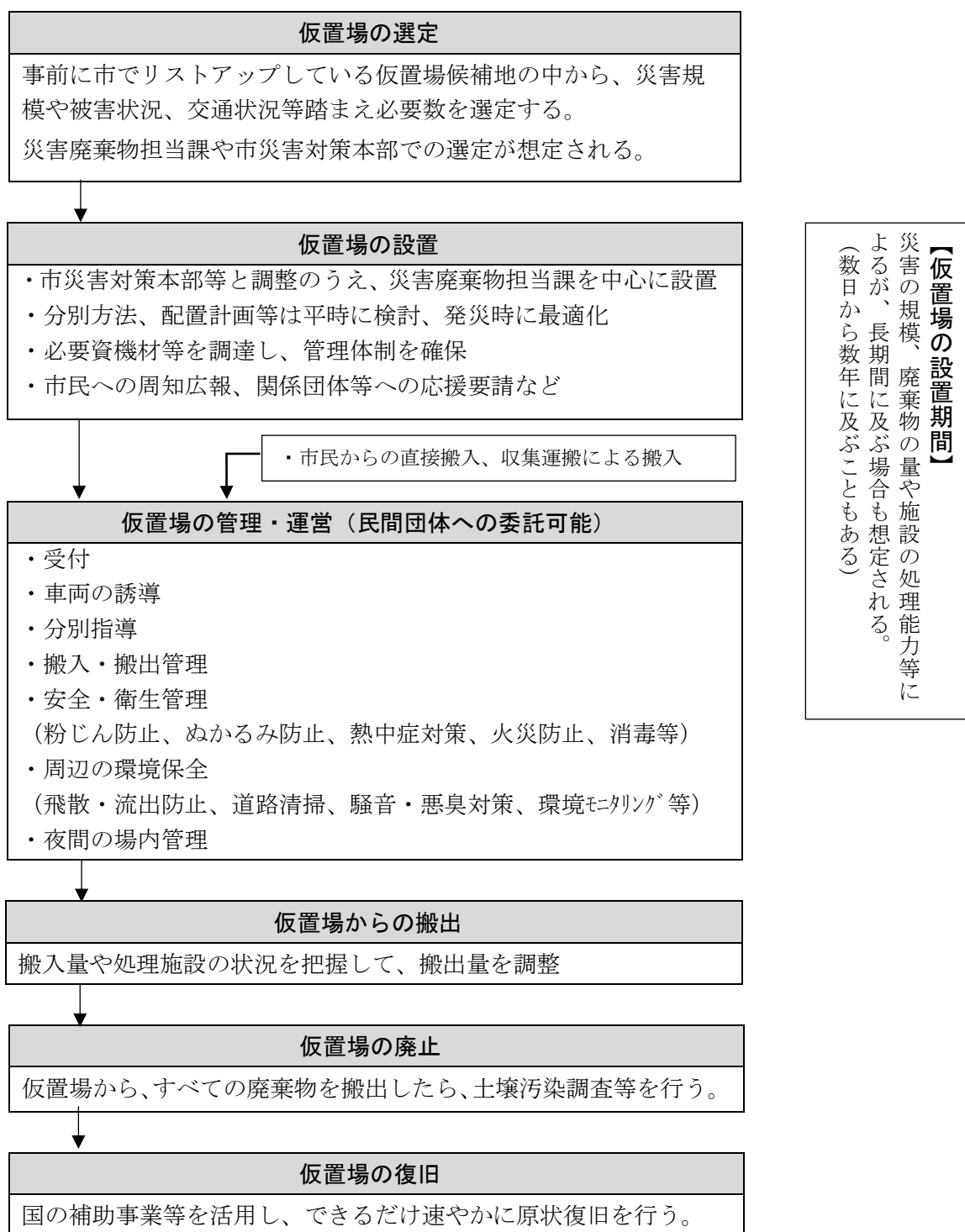
※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

5) 仮置場の復旧

仮置場の復旧については、使用開始前に土地管理者（所有者）との復旧に関する協議を実施しておくことが望ましい。復旧を行う際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、迅速な原状回復に努める。

【参考】

仮置場の選定から廃止までの流れは概ね以下のとおりである。



(6) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

本市で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法に係る留意事項は、表3-1のとおりとする。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

表3-1 (1) 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せず別保管するなどの対策が必要である。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等は、撤去(必要に応じて解体)前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)及び仮置場における破碎処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
漁網	<ul style="list-style-type: none"> ・漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	<ul style="list-style-type: none"> ・漁具は破碎機での破碎が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破碎して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は(港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む)、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。

出典：環境省災害廃棄物対策指針(平成30年3月) p.2-45、表2-3-1を編集

表 3 1 (2) 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。 ・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)を行う場合や撤去(必要に応じて解体)作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・PCB含有の有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の処理は、種類によって異なる。(例:消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など)
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）p.2-45、表 2-3-1 を編集

7章 風水害における処理対応

風水害は、地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量が地震と比較して少ないことから、基本的には地震災害時の対応方針に準じるものとする。しかしながら、通常のごみと比較すると水分を多く含むなど、表3-2に示す特徴を有することから、収集運搬・処理にあたって、留意する必要がある。

また、特に重要となるのが、発災後速やかに仮置場の位置情報や、搬入・分別のルール等を周知することである。風水害では、床上・床下浸水家屋が多いため、水が引いた直後からごみが排出される。このため、適切に行わない場合、必要以上の処理期間やコストを要することとなる。これらの留意点を踏まえ、適切に対応することが必要である。

表3-2 水害廃棄物の特徴

廃棄物の区分	特徴
粗大ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。 ・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車輛等では収集・運搬が困難である。 ・土砂が多量に混入しているため、処理にあたって留意が必要である。 ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。 ・便乗による廃棄物(廃タイヤや業務用プロパン等)が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
し尿等	<ul style="list-style-type: none"> ・水没した汲み取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
流木等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により流されてきた流木やビニル等が、一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
畳等	<ul style="list-style-type: none"> ・水分をふくんだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。 ・畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断(1/4程度)等の対応をすることがのぞましい。

出典：水害廃棄物対策指針、災害廃棄物対策指針（平成30年3月）を参考に作成

○伊万里市が令和2年3月に作成した「伊万里市洪水ハザードマップ」から一部抜粋し、浸水区域が分かる市内のマップを資料編に掲載する。(一部抜粋)

8章 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。実行計画の具体的な項目例は、表3.3のとおりとする。

表3.3 実行計画の項目例

1 実行計画の基本的考え方
1.1 基本方針 1.2 実行計画の特徴
2 被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
2.1 被災状況 2.2 発生量の推計 2.3 災害廃棄物の性状
3 災害廃棄物処理の概要
3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方 3.2 市町村内の処理・処分能力 3.3 処理スケジュール 3.4 処理フロー
4 処理方法の具体的な内容
4.1 仮置場 4.2 収集運搬計画 4.3 解体・撤去 4.4 処理・処分
5 安全対策及び不測の事態への対応計画
5.1 安全・作業環境管理 5.2 リスク管理 5.3 健康被害を防止するための作業環境管理 5.4 周辺環境対策 5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法 5.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法 5.7 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6 管理計画
6.1 災害廃棄物処理量の管理 6.2 情報の公開 6.3 都道府県、市町村等関係機関との情報共有 6.4 処理完了の確認(跡地返還要領)

資料編

資料編

- ・初動行動のタイムライン（案） 42
- ・災害時応援協定（民間団体等） 締結団体一覧 43～
- ・参考 伊万里市洪水ハザードマップ（一部抜粋） . . . 45～

●初動行動のタイムライン (案)

対応区分	対応時期の目安		【1日目】			【2日目】			【3日目】			【4日目】			【8日目】			
	平時	発災前(予見時)	発災 ✓	発災後 ✓6時間	発災後 ✓12時間	発災後 ✓24時間	発災後 ✓2日経過	発災後 ✓3日経過	発災後 ✓7日経過	発災後 ✓21日経過								
1	組織体制の確立	非常時の連絡手順の確認 安全確保	誰が主体で連絡するのかわ再確認	災害時の組織体制確立	①災害対策本部との情報共有 ②さが西部クリーンセンター、一般廃棄物収集業者(許可・委託)への連絡 ③支援団体、民間事業者等へ連絡し、支援の可否を確認													
2	情報収集、処理方針の判断	情報収集内容・手順の確認	連絡先は印字し、手元に準備	情報収集・関係先との情報共有	情報収集・関係先との情報共有	処理方針の判断	必要に応じて支援要請											
3	生活ごみ・し尿の処理	生活ごみの収集・処理方法を市民に周知するため、平時に広報チラシのフォーマットを作成(発災前に確認)	広報資料の様式作成	収集運搬・処理体制の確保(体制が整い次第速やかに実施)	広報実施(状況に応じ内容を変更し再周知)													
4	災害廃棄物の処理	仮置場候補地をリストアップ ①仮置場候補地をリストアップ ②分別区分を想定 ③レイアウト案を作成	仮置場の開設を想定した準備	災害対策本部と調整 ・仮置場の必要性を判断 ・仮置場の設置を判断	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備	仮置場の開設準備
5	継続的な処理体制の確保	仮置場や処理方法など市民向け・発災前に可能な範囲で更新 広報を作成	仮置場の開設を想定した準備	広報実施(状況に応じ内容を変更し再周知)	広報実施(状況に応じ内容を変更し再周知)	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行	継続的な処理体制の移行

災害時応援協定（市と締結している民間事業者等）

番号	協定の相手先	協定の内容	締結年月日
1	社団法人 伊万里建設業協会	災害時における応急対策	H20. 9. 25
2	伊万里市管工事協同組合		H20. 9. 25
3	特定非営利活動法人 九州救助犬協会	災害時における災害救助犬の出動	H24. 4. 17
4	(株) Aコープ佐賀	災害時における食料の調達	H25. 2. 1
5	マックスバリュ九州(株)		H25. 2. 1
6	(株) 松葉屋		H25. 2. 1
7	佐賀県医薬品卸業協会	災害時における医薬品の調達	H25. 2. 1
8	ナチュラル(株)		H25. 2. 1
9	JR九州ドラッグイレブン(株)		H25. 2. 1
10	祐徳自動車(株)	災害時における日常生活品の調達	H25. 2. 1
11	(株) ナフコ		H25. 2. 1
12	ワタキューセイモア(株)九州支社	災害時における毛布の調達	H25. 2. 1
13	佐川急便(株)九州支社	災害時の物資の搬送	H25. 2. 1
14	伊万里アマチュア無線非常通信協力隊	災害時の情報伝達	H25. 2. 1
15	ヤフー(株)		H25. 11. 1
16	社会福祉法人 東方会	福祉避難所の設置運営	H25. 11. 15
17	佐賀県立伊万里高等学校		H26. 5. 28
18	西日本電信電話(株) 佐賀支店	避難所への非常用電話の設置	H26. 11. 11
19	特定非営利活動法人 伊万里湾小型船舶安全協会	海や河川における救助活動の支援、浸水による孤立地区への物資搬送の支援など	H26. 11. 28

※計画 P17（表 9、表 10 に記載している事業者以外）

※相手先の名称は、協定締結時の名称を記載。

災害時応援協定（市と締結している民間事業者等）

番号	協定の相手先	協定の内容	締結年月日
20	特定非営利活動法人 日本青バイ隊	海や河川における救助活動の支援、浸水による孤立地区への物資搬送の支援など	H26. 11. 28
21	九州マリンレジャー（株）	水上での救助や物資搬送に必要な水上バイクの貸与など	H26. 11. 28
22	伊万里湾燃料販売（有）	避難所や公用車等の燃料調達など	H26. 11. 28
23	佐賀県LPガス協会 伊西支部	避難所へのLPガスの供給、移動式発電機・炊事用具の貸与など	H26. 11. 28
24	（株）レンタルのニッケン 佐世保営業所	仮設トイレ・暖房器具・発電機・照明器具の貸与など	H26. 11. 28
25	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における日常生活品の調達	H26. 12. 26
26	九州みらいエナジー（株）	大規模停電時における非常用充電器の使用	H27. 3. 26
27	伊万里市内郵便局	災害時における伊万里市内郵便局、伊万里市間の相互協力	H28. 11. 1
28	佐賀県立伊万里特別支援学校	福祉避難所の設置運営	H28. 11. 30
29	（株）富士建	ドローンによる映像撮影や操作技術等に係る指導・助言、物資輸送業務への協力	H29. 2. 6
30	（株）島内エンジニア		H29. 2. 6
31	（株）ゼンリン 九州第一エリア統括部	地図製品（住宅地図、広域地図、電子利用ID）の供給など	H29. 2. 6
32	（株）グッデイ	災害時における日常生活品の調達	R1. 10. 11
33	伊万里市防災協力会	災害時の公共土木施設等の被害情報の収集、障害物の除去及び応急の復旧	R3. 1. 14
34	佐賀県立伊万里農林高等学校	福祉避難所の設置運営	R3. 1. 19
35	九州朝日放送（株）	災害時の情報伝達など	R3. 7. 29

※計画 P17（表 9、表 10 に記載している事業者以外）

※相手先の名称は、協定締結時の名称を記載。

伊万里市

洪水ハザードマップ

(一部抜粋)

マップの見方

- ▶▶▶ 洪水ハザードマップは、見やすい場所に置き、常に確認できるようにしてください。
- ▶▶▶ 洪水ハザードマップに表示してある危険箇所については、がけ崩れ・土石流・地すべりの発生する可能性がある場所を示しています。よって、その近く(特に、下流側の地域)については十分に注意してください。
- ▶▶▶ 指定避難所については、災害によって住居を失う等、被害を受けた人や受ける可能性のある人が一定の期間避難生活をする場所です。よって、避難する場合は、避難所及び避難経路を各家庭又は自治会で決めておく必要があります。

浸水想定区域の策定基準

このマップの浸水想定区域図は水防法の規定に基づき想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示したものです。

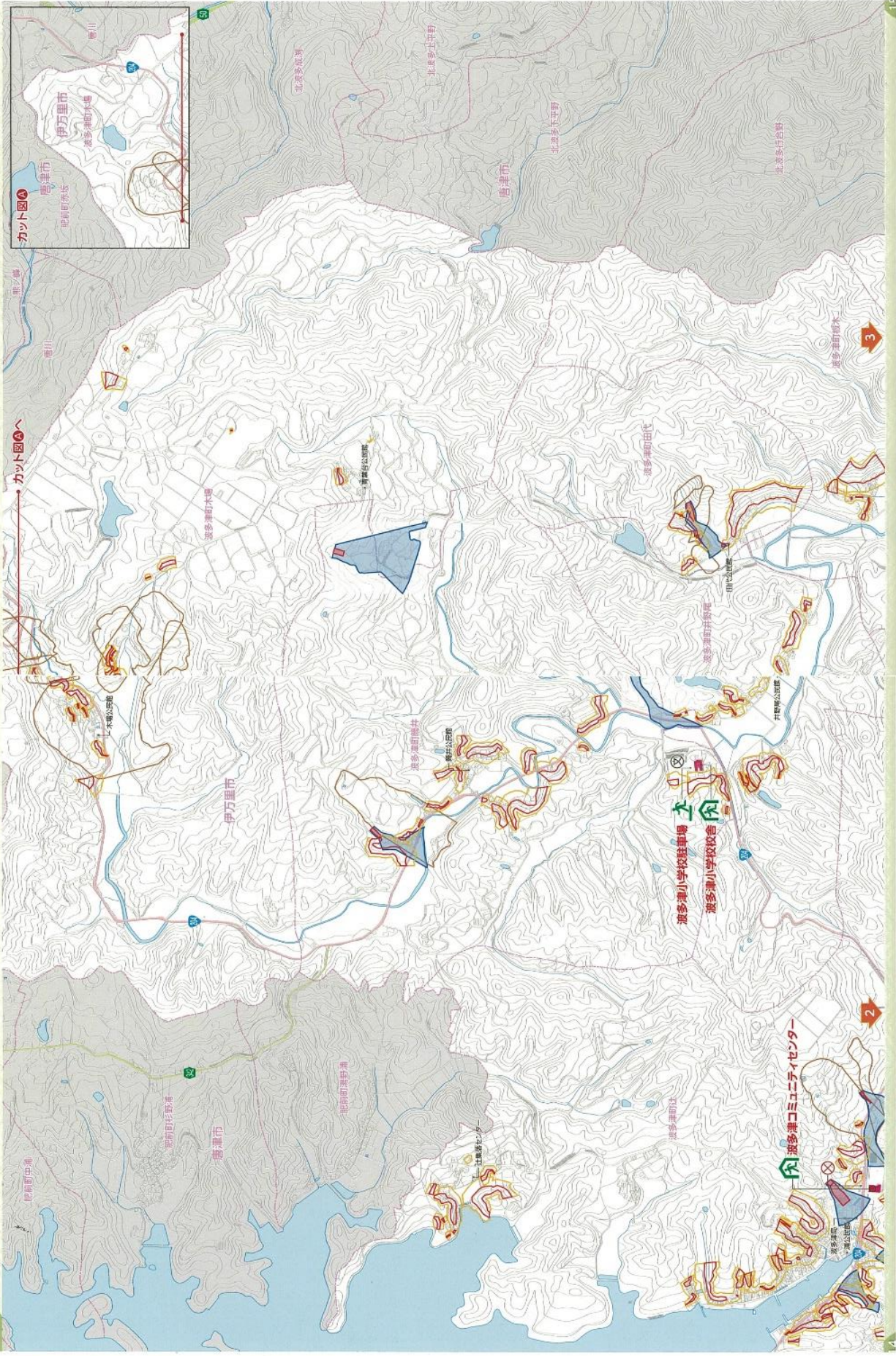
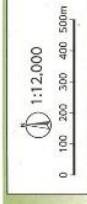
指定時点の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により伊万里川、新田川、有田川、松浦川、徳須恵川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

指定の前提となる降雨：伊万里川流域の3時間総雨量348mm
新田川流域の3時間総雨量348mm
有田川流域の9時間総雨量672mm
松浦川流域の9時間総雨量540mm
徳須恵川流域の9時間総雨量540mm

1

例	指定緊急避難場所	国 道	警 署、駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県 道	消 防 署	

土砂災害の危険がある場所	森林地区	土石流	地すべり
	特別警戒区域	特別警戒区域	警戒区域
	警戒区域	警戒区域	警戒区域



2

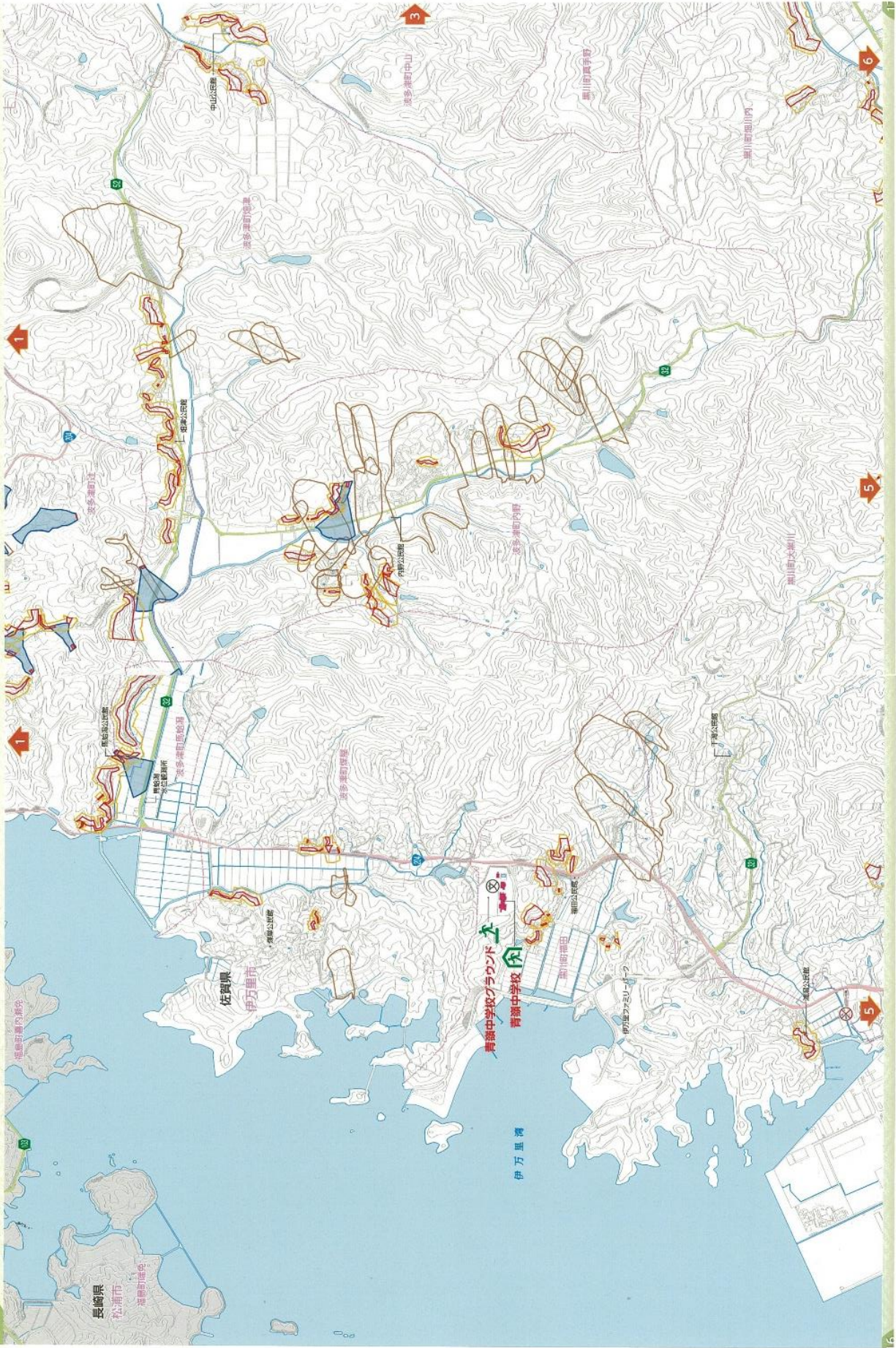
凡例	指定緊急避難場所	国道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県道	消防署	

土砂災害の危険がある場所	高規格地	土石流	地すべり
	特別警戒区域	特別警戒区域	警戒区域
	警戒区域	警戒区域	警戒区域

1:12,000

洪水浸水想定

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満



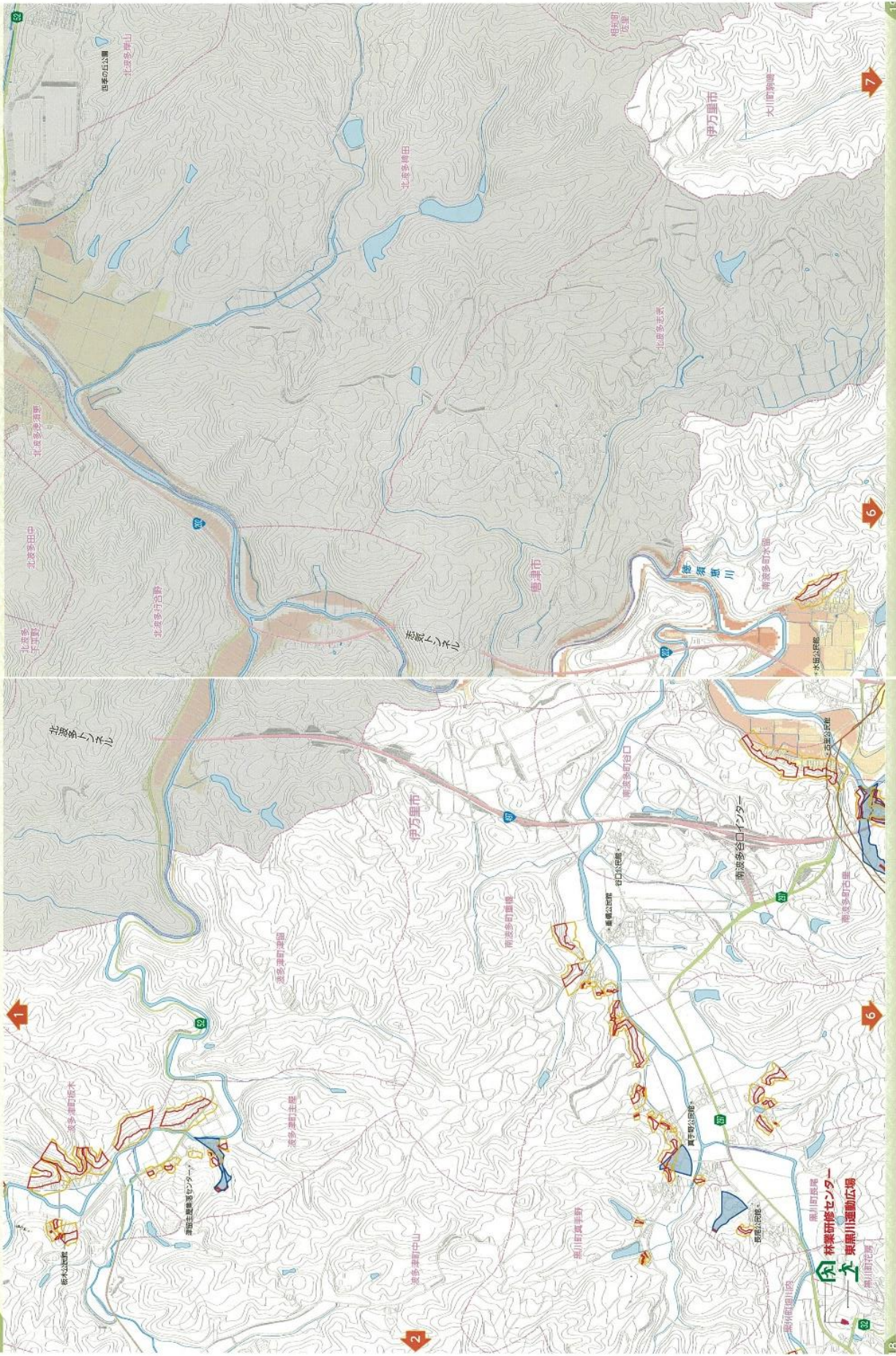
3

凡例	指定緊急避難場所	国 道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県 道	消防署	

土石流の危険がある場所	急傾斜地	土石流	地すべり
特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	警戒区域
警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域

1:12,000

0 100 200 300 400 500m



4

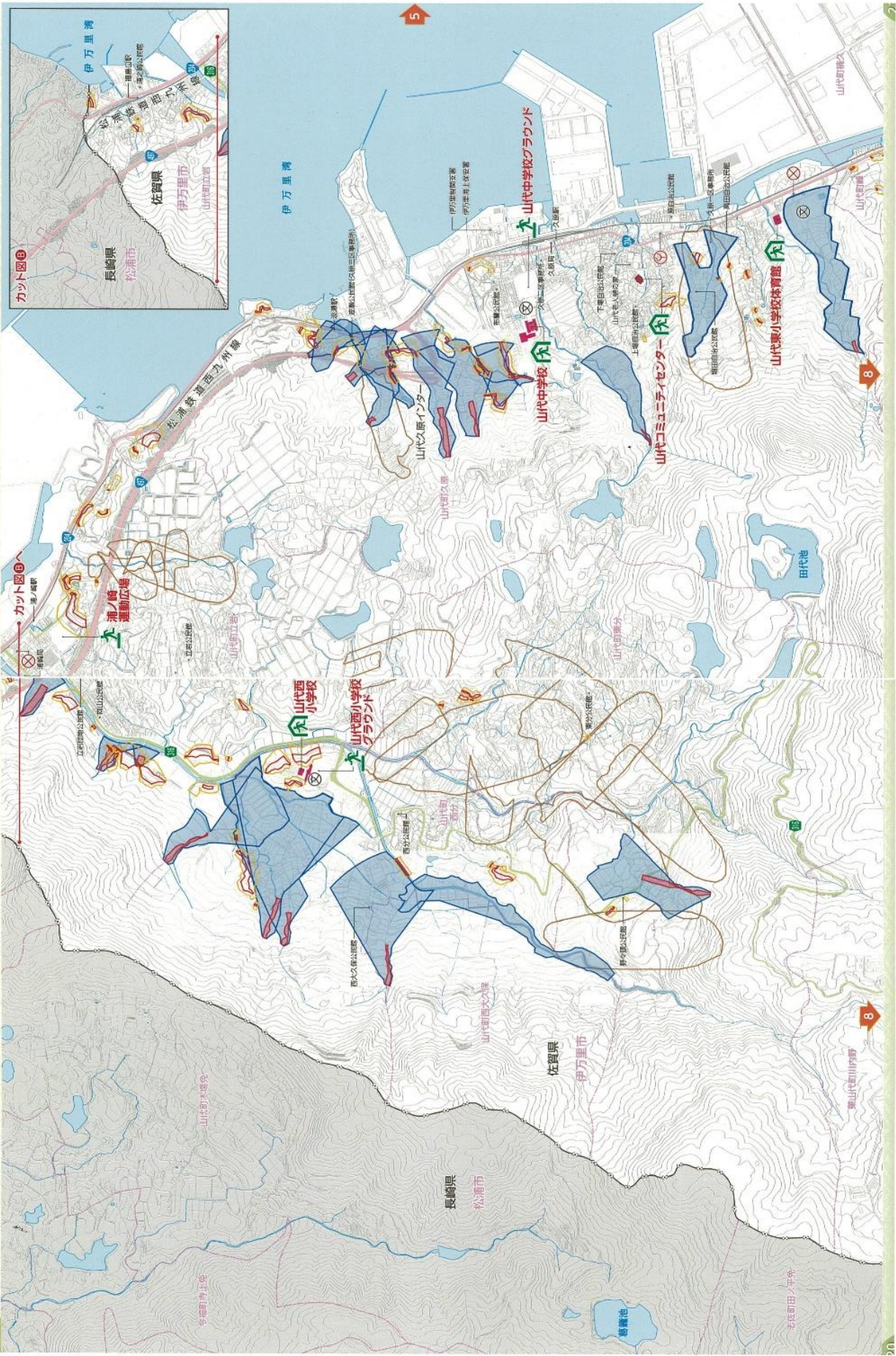
凡例	指定緊急避難場所	指定避難所	市役所・コミュニティセンター	警察署・駐在所	消防署

土砂災害の危険がある場所	急傾斜地	土石流	地すべり

洪水浸水想定区域	浸水想定区域

1:12,000

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満



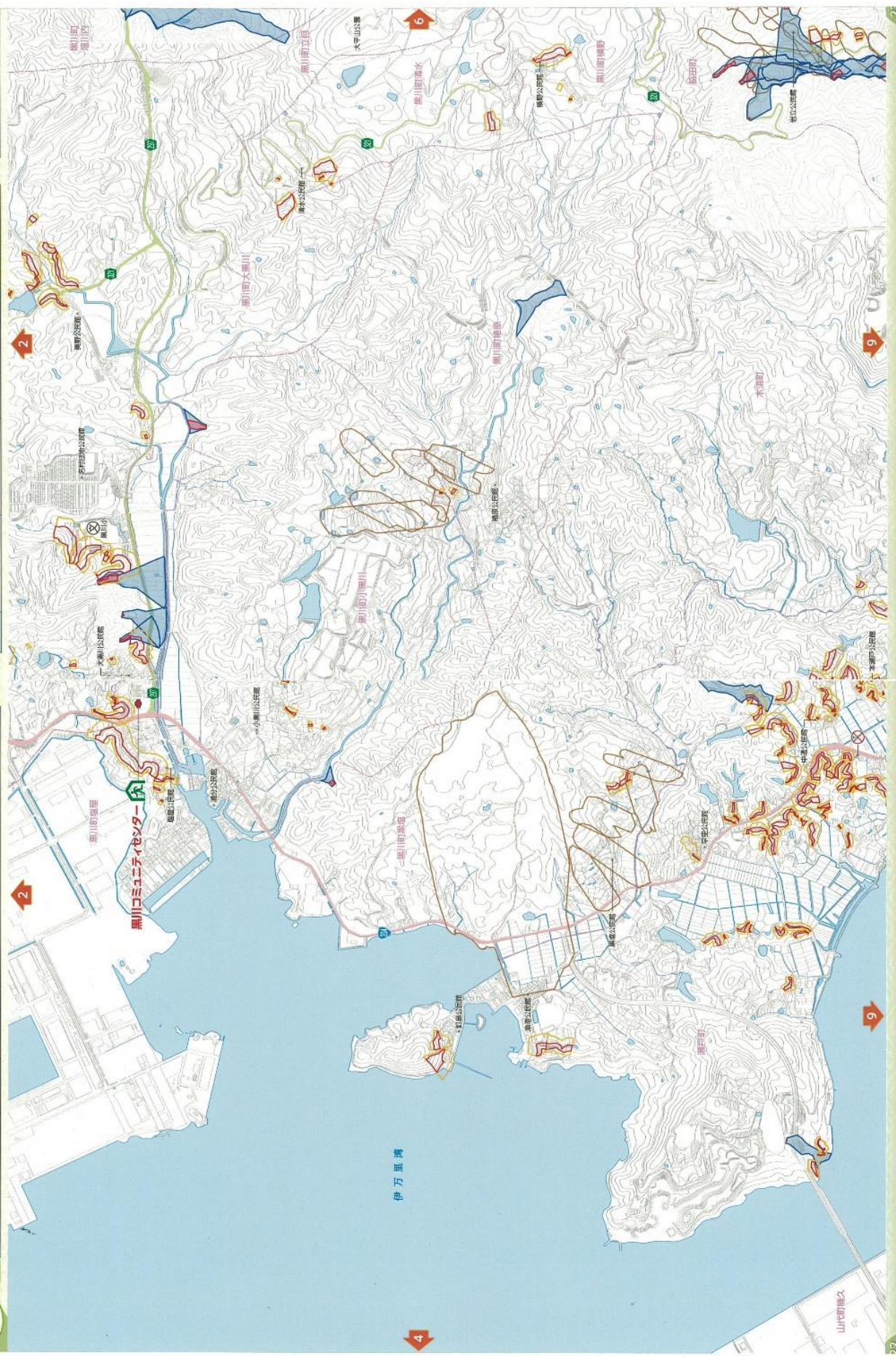
5

凡例	指定緊急避難場所	国道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県道	消防署	

土砂災害の危険がある場所	森林地	土石流	地すべり
特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	警戒区域
警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域

洪水浸水想定
 10m以上～20m未満
 5m以上～10m未満
 3m以上～5m未満
 0.5m以上～3m未満
 0.5m未満

スケール: 1:12,000
 0 100 200 300 400 500m



6

凡例

指定緊急避難場所	指定避難所	国 道	県 道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
消防署	消防署	消防署	消防署	消防署	消防署

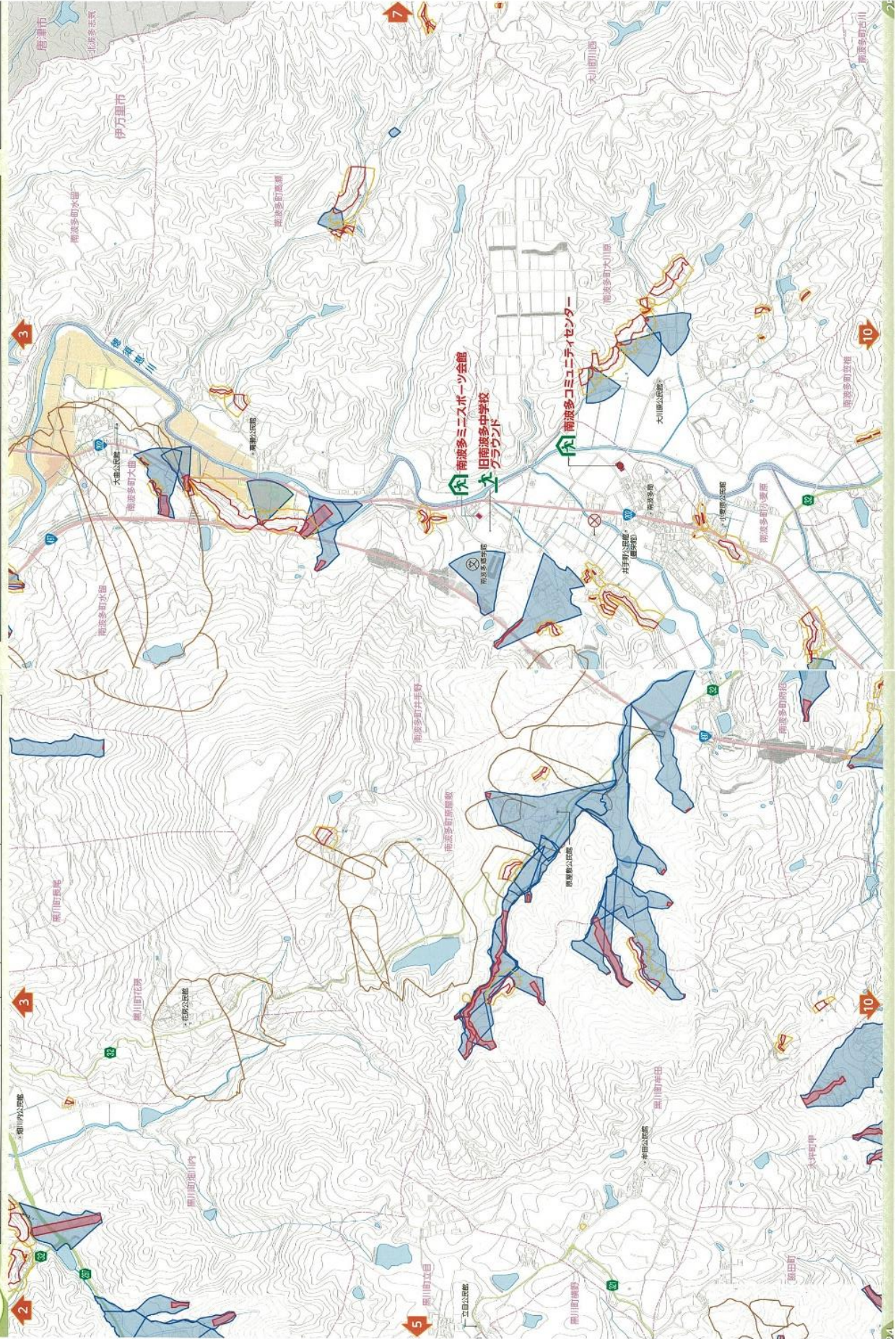
土砂災害の危険がある場所	急傾斜地	土石流	地すべり

洪水浸水想定区域

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満

スケール: 1:12,000

0 100 200 300 400 500m



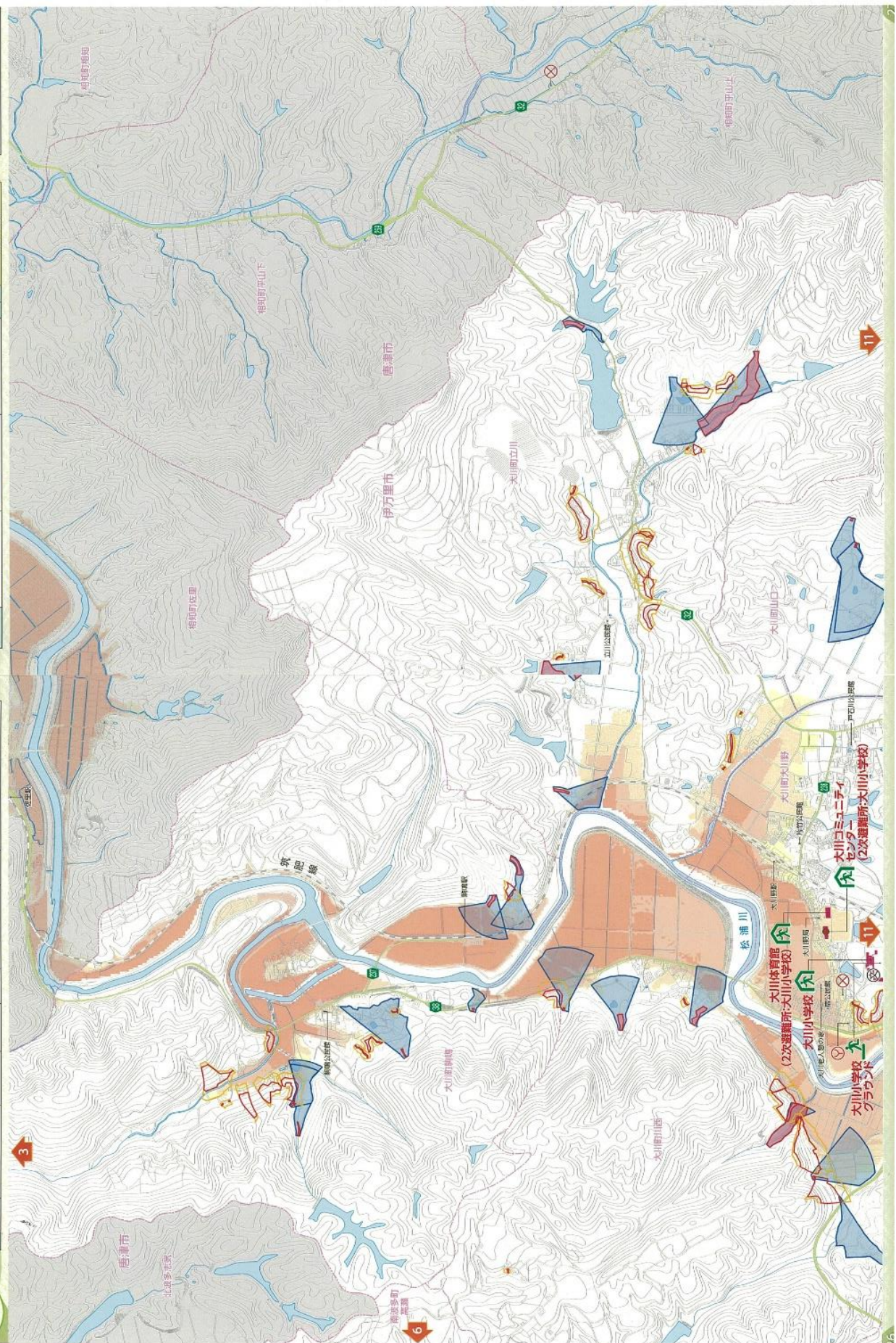
凡例	指定緊急避難場所	国道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県道	消防署	

土砂災害の危険がある場所	高積砂地	土石流	地すべり
	特別警戒区域 警戒区域	特別警戒区域 警戒区域	警戒区域 警戒区域

1:12,000

洪水浸水想定

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満



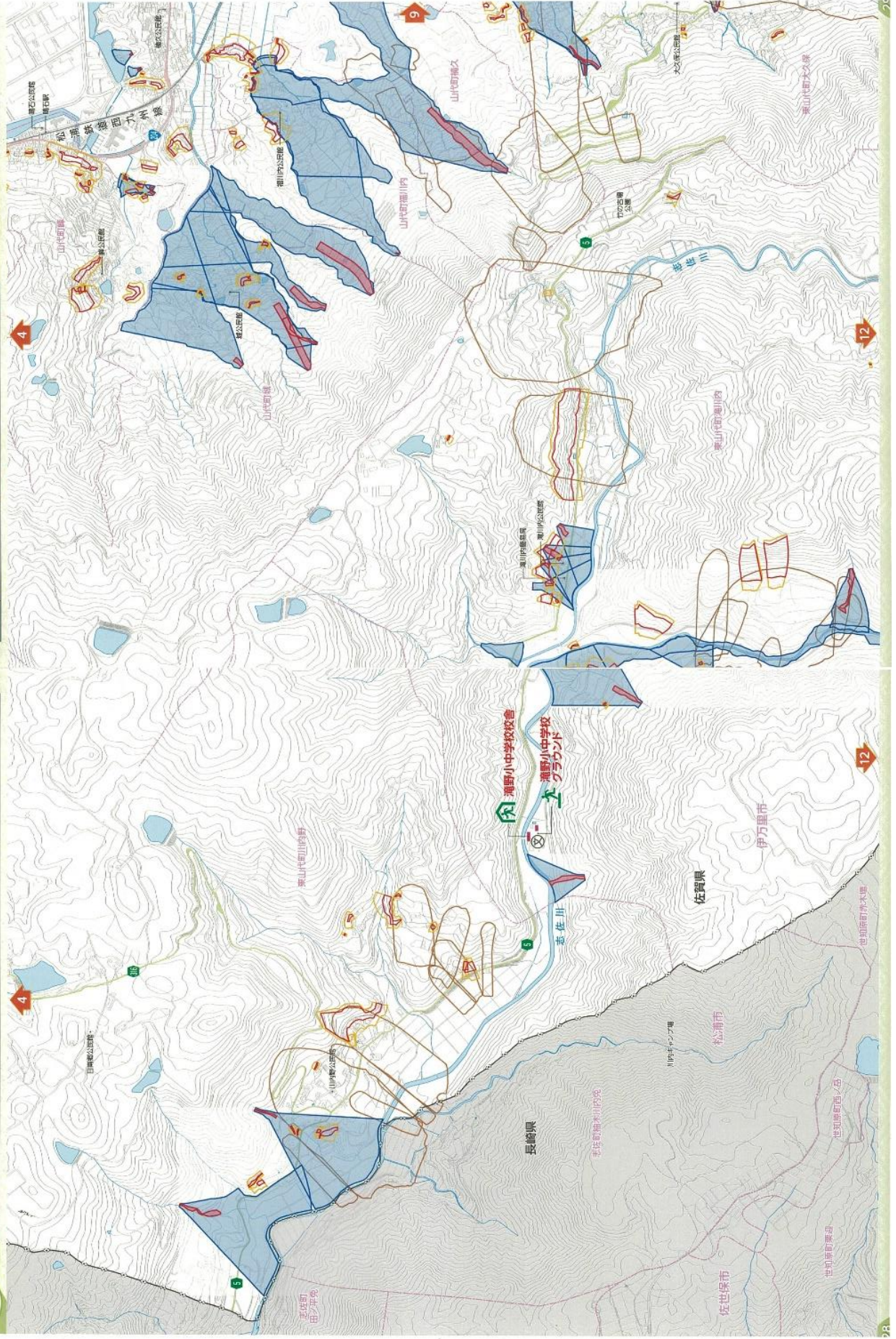
凡例	指定緊急避難場所	国道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県道	消防署	

土砂災害の危険がある場所	高規格地	土石流	地すべり
	特別警戒区域 警戒区域	特別警戒区域 警戒区域	警戒区域

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満

1:12,000

0 100 200 300 400 500m



9

指定緊急避難場所	市役所・コミュニティセンター
指定避難所	警察署・駐在所
国道	消防署
県道	消防署

土砂災害の危険が ある場所	地すべり
魚鱗跡地	土石流
10m以上～20m未満	特別警戒区域
5m以上～10m未満	警戒区域
3m以上～5m未満	警戒区域
0.5m以上～3m未満	警戒区域
0.5m未満	警戒区域

1:112,000

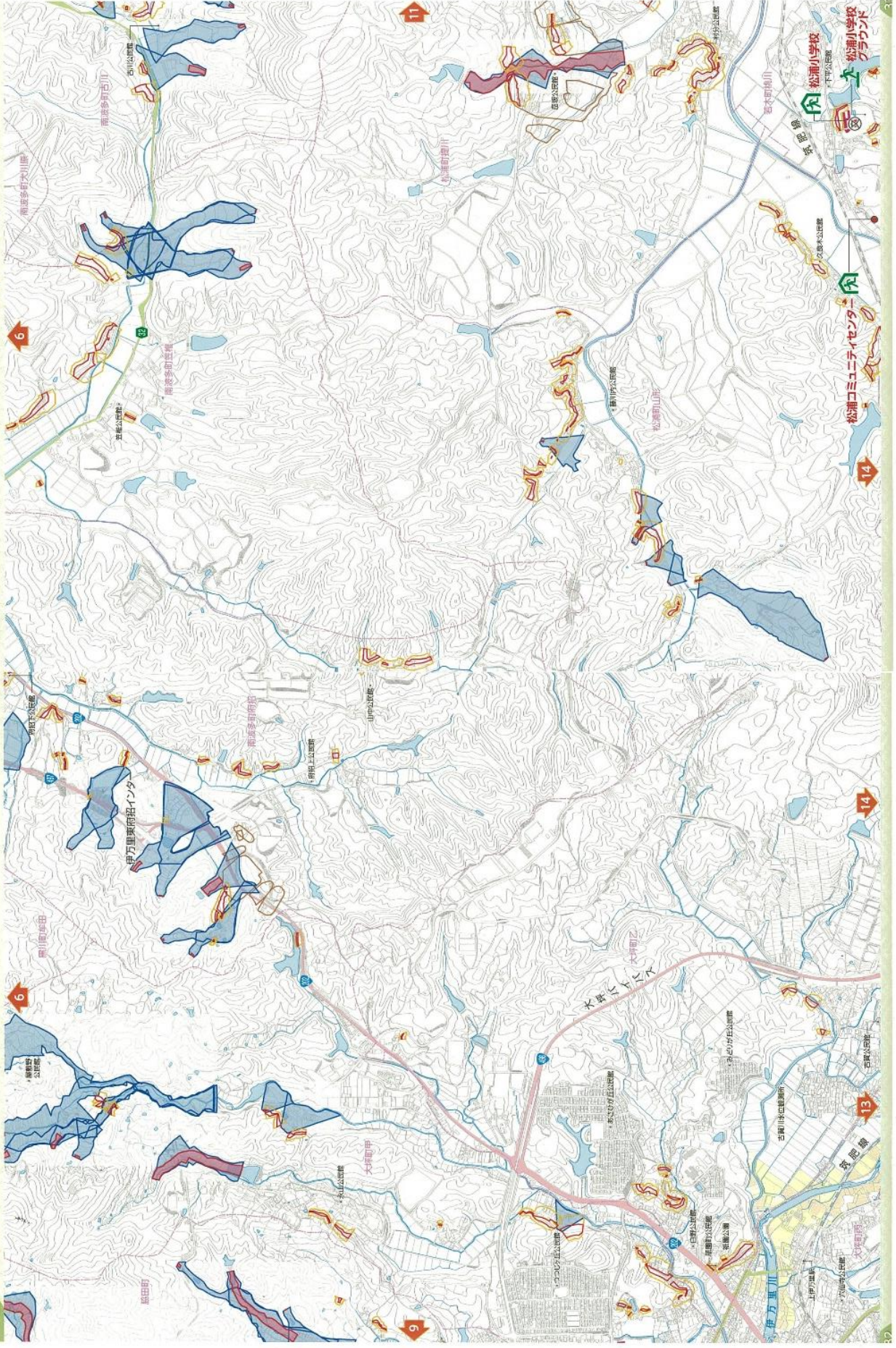


10

凡例	指定緊急避難場所	国道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県道	消防署	

土砂災害の危険がある場所	高橋幹地	土石流	地すべり
	特別警戒区域 警戒区域	特別警戒区域 警戒区域	警戒区域 警戒区域

洪水浸水想定	水深
	10m以上～20m未満 5m以上～10m未満 3m以上～5m未満 0.5m以上～3m未満 0.5m未満

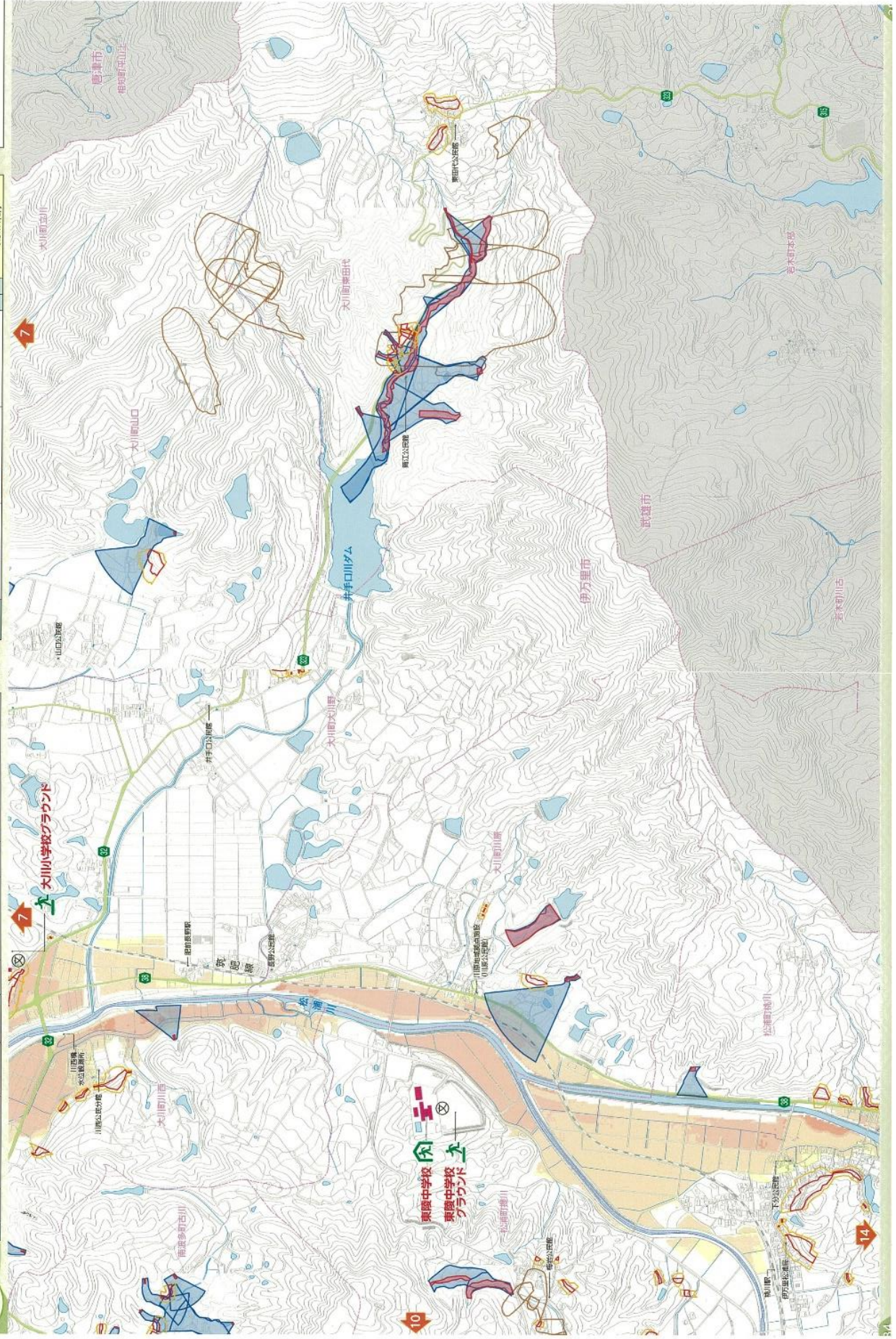


凡例	指定緊急避難場所	国道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県道	消防署	

土砂災害の危険がある場所	急傾斜地	土石流	地すべり
	特別警戒区域	特別警戒区域	警戒区域
	警戒区域	警戒区域	警戒区域

洪水浸水想定
10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満

1:12,000



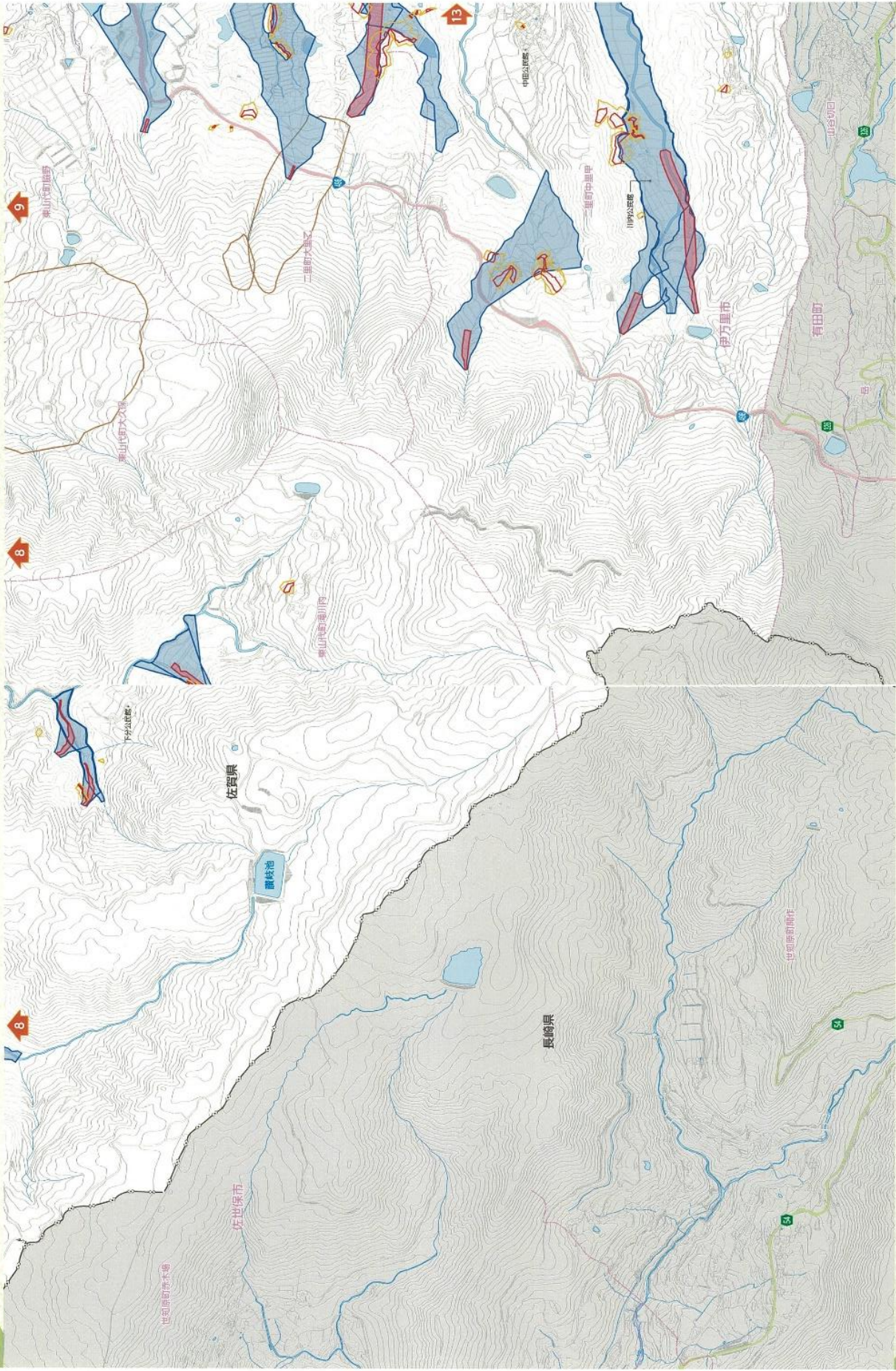
凡例	指定緊急避難場所	国 道	国 道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県 道	県 道	消防署	

土砂災害の危険が ある場所	急傾斜地	土石流	地すべり
ある場所	特別警戒区域 警戒区域	特別警戒区域 警戒区域	警戒区域 警戒区域

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満

1:12,000

0 100 200 300 400 500m



指定緊急避難場所	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
指定避難所	国 道	県 道
	消 防 署	

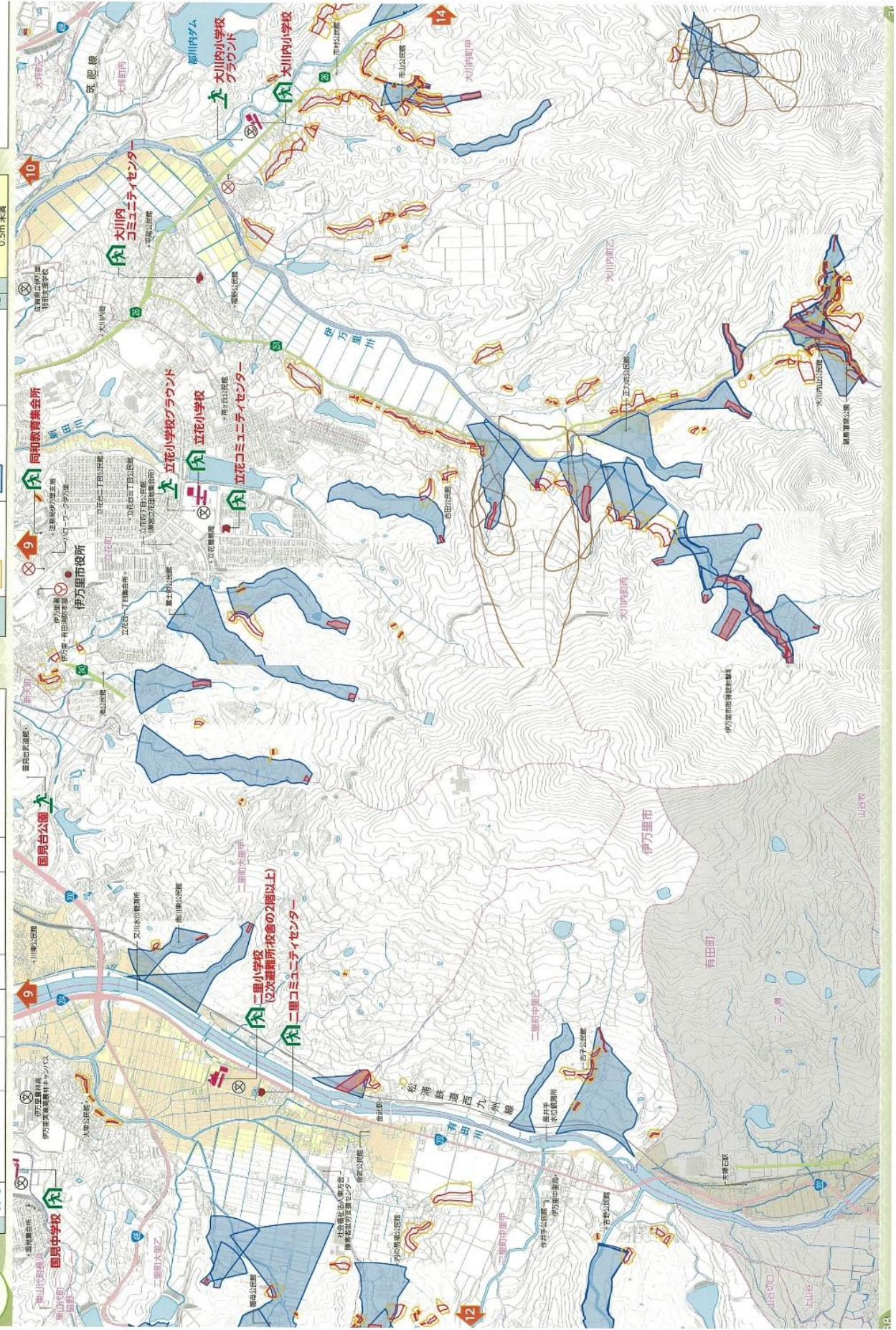
土砂災害 の危険が ある場所	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	地すべり
	警戒区域	警戒区域	警戒区域

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満

洪水浸水想定区域
洪水浸水想定区域

1:12,000

0 100 200 300 400 500m



凡例	指定緊急避難場所	国道	警察署・駐在所	市役所・コミュニティセンター
	指定避難所	県道	消防署	

土砂災害の危険がある場所	森林除地	土石流	地すべり
	特別警戒区域	特別警戒区域	警戒区域
	警戒区域	警戒区域	警戒区域

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
0.5m以上～3m未満
0.5m未満

1:12,000

0 100 200 300 400 500m

